



東京税理士会日本橋支部会報

第111号

平成19年1月1日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013 中央区日本橋人形町3-11-10

ホックク人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURL <http://www1a.biglobe.ne.jp/tzei2hon/>

発行人 支部長 河原 邦文

編集人 広報部長 福本 光男

印刷 (株) 税 経



京都府宇治市（源氏物語ミュージアム）（福本光男会員提供）

謹賀新年

本年もよろしく願いいたします

平成19年元旦

東京税理士会 日本橋支部

東京税理士会

支部長 河原 邦文

広報部長 福本 光男

理事 浅見 達雄

副支部長 池上 悦次

厚生部長 栗原 勝

理事 木下 純一

副支部長 中島 美和

組織部長 田村慎太郎

理事 宮川 雅夫

副支部長 浅野 汜子

経理部長 若狭 茂雄

理事 藤山 清春

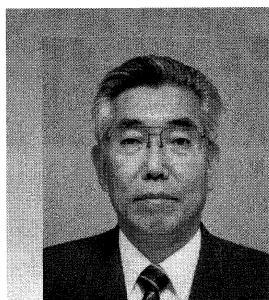
副支部長 吉村 博一

綱紀監察部長 星野光一郎

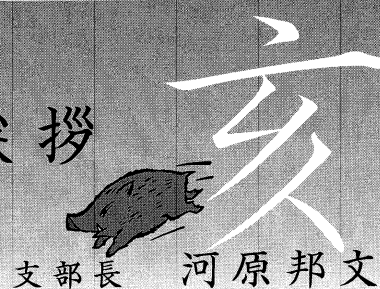
総務部長 大矢 勝昭

渉外対策部長 浅井 光政

研修部長 岡田 昇



新年のご挨拶



支部長 河原邦文

新年あけましておめでとうございます

平成19年の年頭にあたり支部会員の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年の野球界は、3月にWBC（ワールドベースボールクラシック）で王監督率いる日本チームが優勝し、世界一になった。

その時最高殊勲選手に選ばれた西武ライオンズの松坂大輔投手が、米国のメジャーリーグのレッドソックスに入団し、イチロー選手や松井選手との対戦が楽しみになってくる。

契約金等の多さは別にしてレッドソックスの入団会見で松坂投手のユニフォームが白地に赤の線が入ったユニフォームで、日本橋支部野球部のユニフォームに似ていることに気が付いた。

日本橋野球部も昨年東京会秋季大会で若手の活躍でベストエイトになり上昇中であり、今年の干支にちなみ猪突猛進して優勝してくれるのではないかと期待しています。

平成19年度の支部活動について以下の点を重視していききたいと思います。

1. 平成19年度税制改正への対応

昨年の税制改正で中小企業にとって関心の高い「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度」が創設され、適用除外基準である基準所得金額800万円について、平成19年度税制改正大綱で1600万円に引き上げるとのことです。

適用年度は平成19年4月1日以後開始事業年度の法人税から適用されるとのこと。中小企業にとっては、平成18年4月からの改正であればよかったと思います。

2. 電子申告への対応

東京税理士会は電子申告推進全支部統一キャンペーンを実施しています。

2010年迄に電子申告の利用率50%以上を目標と

して、本年の1月より①税理士の電子署名のみで電子申告が出来る②電子申告による還付金の早期還付（6週間から3週間）③所得税の確定申告期間は24時間受付ができるなど電子申告の対応が容易になるため電子申告に是非チャレンジして戴きたいです。

3. 税務支援への対応

会員の皆様の協力により税務支援が実施されており、東京税理士会の要請により本年は蒲田支部と青梅支部に支部間応援をいたします。

税務支援は、東京駅動輪広場の広域還付センター、2月18日、25日の日曜日に東京国税局での無料相談、東京税理士協同組合が受託した年金受給者、新規住宅取得者の申告相談等、又、支部事務局で行う確申無料相談は、2月28日～3月9日迄実施いたします。

4. 日本橋税務研究会の開催

昨年7月より「会員相互の話し合いをしながら情報交換ができないか」と税理士雑談室を開設し、原則毎月一回第二金曜日5時半より支部事務局で始めており、今迄5回開催していますので会員の皆様も出席して下さい。

本年1月より日本橋税務署と支部会員との税務に関する実務研究会を開催するように準備をしています。

平成19年の会員の皆様にとりまして益々ご健勝でありますようにお祈りいたしまして新年の挨拶と致します。



年頭のごあいさつ



日本橋税務署長 貝守 浩

新年あけましておめでとうございます。

平成19年の年頭に当たり、東京税理士会日本橋支部の皆様方に謹んで新年のお祝いを申し上げます。

河原支部長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、税務行政全般に対しまして、多大なご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

最近の税務行政を取り巻く環境は、経済のグローバル化や高度情報化の進展に伴い、経済活動が複雑化し、課税・徴収事案の困難化も加速している状況にあります。一方で、定員については、より厳しい対応が求められており、こうした中で、今後の経済社会の変化を見すえた上で、適正・公平な税務行政を推進していくためには、限られた人的資源を効果的・効率的に配分しながら、IT化やアウトソーシングにより、メリハリのある税務行政を行っていく必要があると考えております。

間もなく確定申告の時期となりますが、平成18年分の確定申告につきましては、今後も増加が見込まれる納税者に対応するため、引続き様々な工夫を重ね、円滑に確定申告が推移するように努めてまいります。また、今年も2月18日と25日の日曜日に、一部の税務署を除き閉庁日対応を行います。日本橋税務署では、昨年同様、東京国税局会場におきまして相談等を行うこととしております。

日本橋支部では、支部事務局や三越本店における無料申告相談をはじめ、国税局会場での閉庁日対応への派遣、JR東京駅動輪の広場での広域還付センターへの派遣、更には蒲田・青梅支部への支部間連携派遣など、多岐にわたりご支援・ご協力をいただくこととなっており、大変、心強く思っております。

e-Taxにつきましては、「オンライン利用促進のための行動計画」に盛り込まれた、平成22年度の利用率50%という目標を、当面の最重要課題として取り組んでまいりましたが、本年も目標達成に

向け一層の努力を行ってまいり所存であります。

日本橋支部におかれましては、署から提供させていただいた「研修用e-Taxソフト」を活用しての支部会員向け研修会の開催、更には全会員を対象としたアンケートの実施など、利用拡大に向けて積極的に取り組んでいただいております。皆様方のご理解とご協力に改めて敬意を表するとともに、e-Taxが1件でも多く利用されますよう本年も引き続きお力添えをいただきたいと存じます。

なお、この1月から①税理士が関与している場合に納税者ご本人の電子署名を省略できるようになりました。②国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxへの直接送信が可能となりました。また、③所得税の確定申告期間（平成19年2月16日～3月15日）においては全ての手続きの24時間受付を行うこととしております。先生方の積極的なご利用と関与先納税者の方々への利用拡大に向けご尽力いただきますようお願いいたします。

税理士の皆様におかれましては、今後とも、税理士法第1条の精神に基づき、公共的使命であります「納税義務の適正な実現」のため、様々な点において、なお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、今年1年が東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と会員の皆様方の益々のご繁栄の年になりますよう、心から祈念いたしまして、年頭のあいさつとさせていただきます。

研究
論文

合意解除後に行われた 課税処分の効力と更正の請求

安田 京子

— 目 次 —

第1 問題意識	4	請求手続における基本的立場	8
第2 合意解除の私法の面における法律行為 の性質	5	(2) 無効・取り消し・解除の法律効果に伴う 関係課税の所得税法における取り扱い	8
1 解除の私法面における法的効果	5	ア 所得税法51条2項・同令141条から の検討	8
2 合意解除の意義	5	イ 所得税法152条・同令274条からの 検討	9
3 私法上の遡及効と課税関係	5	3 相続税法上の効果	10
第3 納税義務の成立と確定	5	解除の法律効果に伴う課税関係の相続税 法における取り扱い	10
1 納税義務成立の意義と確定	5	<<以下次号>>	
2 更正等処分の法的性質	6	第5 解除に基因する課税要件構成事実	
第4 合意解除の税法的評価	7	1 租税負担についての錯誤	
1 国税通則法上の効果	7	2 解除後に行われる課税処分の効力	
(1) 国税通則法23条1項と同条2項の関係	7	3 解除に伴う課税処分の不整合性	
(2) 制限説と無制限説からの検討	7	第6 若干の補足	
2 所得税法上の効果	8		
(1) 税法不知を理由とする場合の更正の			

第1 問題意識

売買契約または贈与契約を合意解除して当該財産を原状に復し、その経済的成果（所得）が消失している場合の課税要件構成事実について、所得税における個人の譲渡契約解除の事案である最高裁平成2年5月11日判決（訟月37巻6号1080頁）¹では「経済的成果が残存するか否かを基準として所得の有無を判断する」と判示し、法人が譲渡契約を解除したことに基づく損失の経理処理について、最高裁昭和62年7月10日判決（税資159号65頁）²では、継続事業の原則を前提に「解除をした事業年度の損金に計上すべき」と判断した原判決を維持している。両最高裁判決の意味するところは、解除に伴って所得が消失する場合には、課税関係もこれを反映すべきとし、法人においてはその損金算入を許容するものと解される。

他方、大阪高裁平成17年5月31日判決（TAINS Z 888-0988）³においては、贈与契約を合意解除して原

状に復し、かつ、贈与による経済的成果が消失している納税者に対して行った課税処分について、これを認容する判断が下されている（最高裁上告不受理決定）。

これらの事案の共通する争点は、いずれも、契約解除によって私法上の経済的成果が消失している場合の課税関係である。前記2つの判示に対し、大阪高裁平成17年5月31日判決の事案では、私法上の法律関係および解除に基づく原状回復の事実を正解せず、贈与税の課税要件事実をフィクションして課税するごとくの判断と解される。

本論文では、大阪高裁平成17年5月31日判決に対する疑問から、租税法における「所得なきところに課税なし」の原則および前記2つの最高裁判決を前提に、合意解除を後発的事由とする更正の請求を許容しない現状の課税実務から生じる齟齬に着目し、解除後に行われた課税処分の効力ないし当該処分から招来される所得税および贈与税における課税上の不整合性問題について検討を試みる。

第2 合意解除の私法の面における法律行為の性質

1 解除の私法面における法的効果

契約は、約束であるから、その効力発生後に一方的に破棄することは、原則として許されないのであって、破棄すれば債務不履行になる。民法では、この契約の一方的な破棄の意思表示を解除と呼び、その契約の解除は、契約当事者に認められた解除権の行使によって、契約の法律要件としての価値を失わせ、契約関係を遡及的に解消し、契約がはじめからされなかったのと同様な状態を回復せしめる⁴。その解除の効果について学説の争いがある（一解除に関する学説の争点は解除の効果を契約の遡及的消滅にみるかどうか）ところであるが、わが国の通説・判例は直接効果説を採ってきた。直接効果説は、解除によって契約は締結の当初に遡って締結されなかったこととなる、すなわち全体を遡及的に消滅させるとする考え方である。そこで、税法上問題となるのは、いったん成立した譲渡契約や贈与契約に基づいて申告・納付した後に当該契約が解除された場合に、解除の効果として、その解除等を理由に申告について更正の請求ができるか、既に納付した税額が還付されるかということになる。契約の解除は、民法の通説である上記の直接効果説によると遡及効があるので更正の請求が可能ということになる。

そして、解除には法定解除⁵・約定解除⁶・合意解除⁷があるが、合意解除によっても解除の効果として民法上の遡及効があると解されているから、法律的にも実態的にもその経済的成果が失われたのであれば、更正の請求の対象となり得ると考える。

2 合意解除の意義

合意解除は、契約の効力発生後に、当事者の合意に基づく新たな契約によって、契約の効力を消滅させるもので、当事者の一方的意思表示である解除権の行使によってなされる解除とは異なる⁸。このような合意解除が有効であるのは、契約自由の原則から当然に承認されるのであり、また、解除を目的とする契約であるから、申込・承諾などすべて契約の成立に関する法則に従うものであり、特に法定解除が認められないような契約（履行遅

滞による解除権・民法541など）についても、合意によって解除することが認められ⁹、「代物弁済や更改など、法定解除の対象となりえないと解される契約についても、合意解除は可能である。遺産分割協議も法定解除は許されない（最高裁平成1年2月9日判決）¹⁰が、合意解除および再分割協議はゆるされる（最高裁平成2年9月27日判決）¹¹。」¹²。

3 私法上の遡及効と課税関係

所得発生の原因となった私法上の法律行為が行為無能力（民法4）等により取消されると、法律行為は、初めに遡及して無効となり、その法律行為に錯誤（民法95）等の無効原因が存する場合には、当該法律行為は初めから無効であり、その法律効果は存しなかったことになる。しかし、課税関係における所得概念の考え方においては、かつての法律的成果説ではなく私法上の権利とは切断されて経済的成果説の見解が今日的通説の地位を占めるようになって、法律行為が結果的に無効となったとしても私法上の遡及効は所得概念のもとに捨象され、税法的評価のもとに課税することができると解されている。このような所得概念の経済的成果説の考え方によると、その反対解釈は、解除による契約当事者の一方の意思表示（法定解除・約定解除）または契約当事者の合意による解除（合意解除）によって、契約の効力を遡及的に消滅させ、契約の効力が最初から存しなかったと同様の法律効果を生じさせる場合にも同様に考えられるから（民法540～548参照）¹³、経済的成果が消滅したならば課税はできないということになる。

また、契約の解除に関しては、契約の効力消滅の方向性が相違する観点から、一時的債権債務と継続的債権債務とを区別し、前者は、解除によって契約の効力を過去に遡及して消滅させることは可能であるが、後者は、将来に向かって契約の効力を消滅させることのみが可能なのであるから、これについては、解約告知という解除と区別された概念をたてることが必要であると指摘される¹⁴。言うまでもなく、譲渡契約や贈与契約は、一時的債権債務であるから、その契約解除の効力は遡及的に消滅する。

第3 納税義務の成立と確定

1 納税義務成立の意義と確定

申告納税方式における納税義務は、国税通則法

15条において、納税者の納税義務の成立につき、所得税は暦年終了の時、法人税は事業年度の終了の時、相続税および贈与税は財産の取得の時、不納付加算税または重加算税は法定納期限の経過の時に納税義務が成立すると規定している。そして、同法16条において、国税についての納付すべき税額の確定の手続きについては、申告納税方式によるものは、納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合またはその申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかった場合その他当該税額が税務署長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長の処分により確定すると定める。

前者の納税義務の成立は、抽象的納税義務の成立といい、後者の納税義務確定の手続きは、具体的納税義務の確定という。この申告納税方式による国税は、納税者が国税に関する法律の定めるところにより、納税申告書を法定申告期限までに税務署長に提出しなければならない（税通17）。

すなわち、抽象的納税義務と具体的納税義務の関係は、つぎのように説明される¹⁵。申告納税方式を採用する前記国税にあっては、原則として納税者の申告により具体的納税義務として確定し、無申告または申告書に記載された課税標準や税額が法律の規定にしがたっていなかった場合、税務署長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長の処分により確定する。この納税申告（以下、確定申告という。）は、抽象的納税義務成立の時に発生している具体的事実に基づいて行われるものであり、国税通則法15条の抽象的納税義務の成立時までには発生していない事実は、当該申告に反映することができないし、また、抽象的納税義務成立以後、確定申告前に発生した事実であっても、その発生した事実の効果が抽象的納税義務の成立以前に遡及する効力を有しない場合には、抽象的納税義務に影響を与えないから、確定申告に反映させることはできない。他方、抽象的納税義務の成立時までには発生している事実が遡及効を有する場合には、確定申告に反映させる必要がある。また、抽象的納税義務の成立時以後に発生した事実であっても、その事実が遡及効によって、既に成立した抽象的納税義務を消滅または変更させる場合には、その消滅または変更後の事実を前提とした確定申告や更正処分等によって具体的納税義務

が確定する。このことは、具体的納税義務が確定する前に遡及効を有する法的事実によって抽象的納税義務が消滅または変更された場合には、当該消滅または変更前の事実に基づいて申告すること、更正の対象とすることもできないということの意味する。

更正の請求は、具体的納税義務の確定後における課税要件事実の消滅または減少による納税義務是正の手続きであるから、具体的納税義務確定前の課税要件事実の消滅または減少の事実は、更正の請求とは無関係ということになる。したがって、納税義務がないことと判断して無申告であった場合に、その後、法定申告期限の経過前に、税法解釈の誤りに気付いて、遡及効を有する事実によって課税要件を消滅した場合には、たとえ無申告であっても消滅前の事実に基づいての更正処分はできないのである。勿論、法定申告期限の経過後に当該誤りに気付いて、課税標準の計算の基礎とされた経済的成果が消滅し、かつ、その消滅が更正処分による確定前であれば、もはや所得は存在しないのであるから更正処分はできないと考える¹⁶。

2 更正等処分の法的性質

更正等は課税要件を充足している事実を確認し、既に成立している納税義務の内容を確認する準法律行為的行政行為としての確認行為であり¹⁷、課税庁は、「申告に基づく確定した税額が適正なものでなければ、過大、過小を問わずそれを是正すべき義務を負っている」¹⁸ のであって、裁量を有しないと一般に理解されている¹⁹。しかし、減額更正の場合について、更正の除斥期間内において原則として更正義務が課税庁にあると考え、その懈怠は国家賠償法上の違法性の問題につながる。ここでいう減額更正義務は、課税庁が更正義務を負うか否かについて、租税債務確定の法構造における国税通則法24条及び25条の位置付けから、納税義務の成立により負う極めて抽象的な更正義務であって、課税庁においてこのような義務が懈怠された場合においても、納税者から減額更正の不作为を違法として請求しうるものではないが、国税通則法24条は、税務調査等において知りえた事実をもとに更正義務を負うという意味において、具体的な減額更正義務を有しているといえる²⁰。すなわち、更正処分は客観的な真実の所得金額を確認して通知する行政行為であり、更正の義務は、

課税庁が納税者に対して負っている法的義務として理解することは妥当ではなく、租税行政庁として行政の執行を行うに当たって負わされた行政指針的義務とでもいうべき性質のものとして理解すべきであるとされる²¹。

第4 合意解除の税法的評価

租税負担の錯誤に基因する合意解除である場合には、租税負担の錯誤は動機の錯誤であるから、私法上、動機が相手方に表示されて法律行為の内容となれば錯誤による主張が認められる。また、合意解除であっても、判例および通説は、法定解除または約定解除と同様に、契約が初めからなかったと同一の効果を生じると解する。したがって、租税法上、合意解除によって、契約が遡及効によって消滅して原状に復し経済的成果（所得）が消滅するのであれば課税関係もこれを反映すべきと考える。しかし、譲渡契約および贈与契約における税法の取扱い私法に沿わないところである。

1 国税通則法上の効果

(1) 国税通則法23条1項と同条2項の関係

国税通則法23条2項3号および同法施行令6条1項2号により、国税の法定申告期限後に、その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に係る契約が、解除権の行使によって解除され、若しくは当該契約の成立後生じたやむを得ない事情によって解除され、又は取消されたことの事実が生じた場合には、当該事由が生じた日の翌日から2月以内に更正の請求ができると規定している。この規定は、課税原因となった法律行為が適法に合意解除された場合には、同条項の後発的事由による更正の請求をする場合には、その合意解除にやむを得ない事情を必要とするという意味に解される。ただし、同条項の括弧書きにおいて、「納税申告書を提出した者については、当該各号に掲げる期間の満了する日が前項に規定する期間の満了する日後に到来する場合に限る。」と規定するところから、同条項括弧書きの適用がある法定申告期限から1年以内に、同条項号の各後発的事由が生じたことにより更正の請求をする場合に、やむを得ない事情は必要ないと解する²²。

国税通則法23条2項柱書括弧書きの趣旨について、同条2項の規定は、同条1項各号の更正の請求ができる事由のうち、特定の事由について原則1年

という更正の請求期間の特例を設けたもので、2項の更正の請求といえども1項各号の一に該当しなければならないという制約があり、逆にいえば、2項各号の特定の事由は1項各号の更正の請求ができる事由に包含されているから、2項各号の事由であっても、本来の更正の請求期間である1年以内であれば、当然、1項の規定に従った更正の請求ができるのであって、2項柱書括弧書きの趣旨は、1項と2項の交通整理する趣旨であるとし、もう一つの趣旨として、2項の後発的事由の場合に、たとえ、1項の1年以内の期間内であっても2月しか更正の請求期間がないと誤解されては困るので、原則の1年以内であれば、1項の更正の請求をするものであることを明らかにしたものであるとされる²³。

なお、この括弧書きが交通整理の規定であることにつき、「第2項に規定する後発的事由があっても、第2項の規定によることなく、第1項の更正の請求によることを確認的に規定したものである」²⁴、とも言われる。

したがって、同条2項柱書の括弧書きを適用して同条1項の更正の請求をする場合に、同条2項柱書括弧書き以外の場合の更正の請求の要件とされる「やむを得ない理由」を附することは、納税者の権利を剥奪することになるから、同条項柱書括弧書きの意味は、法定申告期限から1年以内であれば、同条2項各号の事由が生じて更正の請求をする場合に、やむを得ない事由を必要とするとは解されず、同条1項の規定にしたがって、更正の請求ができると解する。

そうであれば、契約の合意解除であろうと、それが結果的に納税申告書に記載した課税標準等の計算が、国税の法律の規定に従っていなかった結果を招くとすれば、合意解除のやむを得ない事由の如何の有無を問わず、それが法定申告期限から1年以内であるときは、同条1項の更正の請求ができるのである。すなわち、同条2項の更正の請求は、合意解除の場合には、その合意解除がその契約の成立後生じたやむを得ない事情によることを要件とし、同条1項の更正の請求は、その原因如何を問わず、その経済的成果に対する各税法上の評価の結果、同条1項各号の場合に該当すれば、更正の請求ができるということである²⁵。

(2) 制限説と無制限説からの検討

国税通則法23条1項と同条2項の更正の請求をめぐ

る解釈論として、いわゆる請求理由二元説（制限説）と、いわゆる請求理由一元説（無制限説）の対立があるが、国税通則法23条1項と同条2項の関係において論じるように、法律の趣旨および改正前の規定に照らしても無制限説によることが正解であると解される。

ちなみに、いわゆる請求理由二元説（制限説）は、国税通則法23条1項の更正の請求は、これを法定申告期限における課税要件事実に基づいてなされた確定申告時に既に内在していた理由に基づいてする更正の請求とし、同条2項の更正の請求は、法定申告期限後に生じた後発的事情により当該申告に係る課税標準等に変動を生じた場合に当該後発的事情の生起を理由としてする更正の請求として、それぞれの制度目的を截然と区別して規定しているものと解すべきであるとする説である²⁶。いわゆる請求理由一元説（無制限説）では、同条2項の後発的事由の場合にあっては、たとえ、同条1項の期間内であっても2月しか更正の請求期間がないと誤解されては困るので、原則の1年内であれば同条1項の更正の請求をすることを明らかにしたものであると解説され²⁷、法定申告期限から1年以内にする合意解除にやむを得ない事情は必要ないとする説である²⁸。前者の制限説に立てば、やむを得ない事情に該当しないとされている税法不知による合意解除は、たとえば、その解除の日から2月経過の日が、法定申告期限から1年以内という原則の更正の請求の期限到来前に到来する場合であっても、更正の請求は認められないということになる。一方、無制限説に立てば、税法不知による契約の合意解除は、その解除が仮装ではなく真実行われたものであれば、所得消滅の効果が否定できないから、同条1項の原則の更正の請求に規定する「法律の規定に従っていなかったこと」に該当して、同項の更正の請求ができると解されることになる。

このような、更正の請求に関する解釈論は、結局、「やむを得ない事情」の有無にかかわらず、発生している所得が、後発的事由により消失した場合には、後発的事由の更正の請求の期間満了の日が、原則の更正の請求期間満了の日前に到来する場合には、原則の更正の請求によるものである。そうであれば、その当然の結論として、納税申告書を提出していない場合においても、後発的事由の発生により、所得が消失した以上、その消失前

の架空の所得の存在を前提として、期限後申告または更正等の処分をすることは行い得ないはずである。

2 所得税法上の効果

(1) 税法不知を理由とする場合の更正の請求手続における基本的立場

国税通則法23条2項は、確定申告書や更正処分等により、具体的納税義務が確定した後に合意解除が行われた場合には、それが、「やむを得ない事由以外の事由」に該当するとされている「税法不知」による場合には、後発的理由による更正の請求はできないと解されている。これは、やむを得ない事由以外の事由による合意解除の場合には、既に確定した納税義務の変更を求める更正の請求が認められていないという、更正の請求を制限する手続き規定であって、税法の基本的手続きを定めているにとどまる。課税の実体的要件である納税義務者、課税物件、帰属、課税標準、税率等については、所得税法、法人税法、相続税法などの各租税実体法がこれを定めているのであって、当該合意解除による利得の返還によって所得が消滅して、国税通則法23条に定める税額が過大であるという実体的要件が充たされているか否かについて、租税実体法の定めるところによるものと解される。

したがって、更正の請求手続が適法になされても、租税実体法に照らして、税額が過大である場合には更正の請求が認められるが、税額の過大が生じていない場合には更正の請求は認められないことになる。

(2) 無効・取り消し・解除の法律効果に伴う課税関係の所得税法における取り扱い

ア 所得税法51条2項・同令141条からの検討
一 継続事業を前提とする場合の無効・取消し・解除に関する実体規定一

所得税法では、継続事業を前提とした不動産所得、事業所得または山林所得の金額を算定する場合には、必要経費（所法37）に関する別段の定めとして、所得税法51条2項（資産損失の必要経費算入）・同法令141条（必要経費に算入される損失の生ずる事由）の規定がおかれているので、検討する。

これらの規定は、居住者の営む不動産所得、事業所得または山林所得を生ずべき事業について、その事業の遂行上生じた、①売掛金、貸付金、前

渡金その他これらに準ずる債権の貸倒れ（所法51②本文）、②販売した商品の返戻又は値引き（これらに類する行為を含む。）により収入金額が減少すること（所令141一）、③保証債務の履行に伴う求償権の全部又は一部を行使することができないこととなったこと（所令141二）、④不動産所得の金額、事業所得の金額若しくは山林所得の金額の計算の基礎となった事業のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われ、又はその事実のうちに含まれていた取消すことのできる行為が取消されたこと（所令141三）、により生じた損失の金額は、その者のその損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する旨を規定している（所法51②）²⁹。

この規定は、所得（収入）に係る規定ではなく、必要経費に係る規定であるが、その事業の遂行上生じた販売した商品の返戻により生じた損失の金額は、その者のその損失の生じた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する旨を規定している。すなわち、販売した商品の返戻を言い換えれば、契約の解除に伴って商品が返戻された場合には、その損失の生じた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、必要経費として算入することにより課税所得を調整することを明らかにしているものであり、所得税法51条2項でいう商品の返戻は、正しく販売契約の合意解除による商品の返戻である。

このような取扱いは、継続事業を前提とする法人税法においても、前記最高裁昭和62年7月10日判決（税資159号65頁）において判示するように、経済的成果が失われた事業年度の損失として認識され、当該事業年度の損金の額に算入されると解される（法基通2-2-16）³⁰。

すなわち、所得税法では、無効または取り消しによって経済的成果が消失した場合には、継続事業等を前提とする者についてはその消失した年度の必要経費に算入され、右以外の場合で国税通則法23条1項各号の事由に該当するときには更正の請求ができる。そして、継続事業等を前提とする者については、合意解除によって経済的成果が消失した場合にも、その消失した年度の必要経費に算入することを明らかにしている。

イ 所得税法152条・同令274条からの検討

一 継続事業以外における無効・取消しに係る実体規定一

所得税法152条および同法施行令274条では、確定申告書を提出し、又は決定を受けた居住者の当該申告書又は決定に係る年分の各種所得の金額（事業所得の金額並びに事業から生じた不動産所得の金額及び山林所得の金額を除く。）の計算の基礎となった事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、またはその計算の基礎となった事実のうちに含まれていた取り消すことのできる行為が取消されたことの事実が生じたことにより、国税通則法23条1項各号の更正の請求事由が生じたときは、当該事実が生じた日から2ヶ月以内に限り、税務署長に対し、当該申告書又は決定に係る金額について、更正の請求ができる（所法152・所令274）と規定している。

言い換えると、継続事業を前提とする事業を営む居住者が、その事業の遂行上生じた販売した商品の返戻により生じた損失の金額は、その損失の生じた日の属する年分の所得金額の計算上、必要経費として算入され（所法51②・同令141）、税法不知により契約を合意解除して原状に復した場合には、当該解除による経済的成果の消失という会計的事象は、当該事実の発生した年分における必要経費に算入するものとし、右以外の場合で契約の無効または取消しの法律効果に伴って経済的成果が消失して国税通則法23条1項各号の事由に該当するときには更正の請求手続きによって過大申告の是正を求め得る（所法152条・同令274）。

このことは、継続事業以外の臨時的、単発的所得に係る契約について、税法不知に基因した合意解除により経済的成果が消滅した場合の課税関係の是正について、真実の経済的実態に照らして職権更正が行われるべきことを示唆していると解される。

ところで、継続事業を前提とする事業等を営む居住者以外の者が契約解除した場合の取扱いについては、所得税法152条および同令274条に相応する実体法上の規定が存しない。

これに対し、国税通則法23条2項3号に定める更正の請求のやむを得ない理由につき、同法施行令6条1項2号において、「解除権の行使によって解除さ

れ、若しくは当該契約の成立後生じたやむを得ない事情によって解除され、又は取り消されたこと」の場合には更正の請求ができるという、手続規定が存する。実体法の明文規定がなく手続法の規定である同法23条2項3号・同令6条1項2号に基づく更正の請求ができるとしていることは、契約解除による私法上の法律行為の効果としての経済的成果の消滅が、実体法である所得税法の解釈として所得の消滅原因になるということを当然の前提としているからであろう。

実体法の明文規定が存しないことを理由にその課税上の是正が許されないという理由はなく、税務署長がかかる事実を知りえた場合には、少なくとも、減額更正の期間制限内における是正は、むしろ積極的に行われるべきであるともいえよう。

3 相続税法上の効果

解除の法律効果に伴う課税関係の相続税法における取扱い

所得税の場合には上記の実体規定の解釈に基づいて、後発的事由により遡及的に課税標準等の基礎とされている行為の効力が喪失し、その経済的成果が消滅した場合には、事後に発生した事実により遡及して是正することがありうるが、相続税法にはかかる実体規定が存在しない。しかし、贈与税の個別通達であるが、「名義変更等が行われた後にその取消し等があった場合の贈与税の取扱」(昭39直資68)において、その「8」「9」「11」によると、贈与契約が法定取消権又は約定解除権に基づいて取消され、又は解除の場合にはその贈与はなかったものとし、合意解除により贈与の取消しがあった場合は贈与税の課税を行うとして取り扱われることになる。つまり、法定取消権又は約定解除権により、贈与の課税要件事実が消滅し、合意解除による場合には課税要件事実が消滅しないということになるのであろうが、私法上は、法定取消権又は約定解除の行使による解除であろうと合意解除であろうと遡及効が生じるのである。私法上は同一の効力が生じる法定取消権又は約定解除と合意解除を、特別の規定がないにもかかわらず、法上異なる取扱いをするということに問題があると考ええる。

このような通達の実扱いについて、以下のような指摘がある³¹。すなわち、この通達は、法定解除権等であれば、贈与の課税要件事実が消滅し、

合意解除の場合には当該課税要件事実が消滅しないという理論的根拠が何ら示されていないのである。私法上、同一の遡及効を有する法定解除と合意解除を税法上、別に取り扱うためには、税法において、特別の規定を要することは、租税法律主義の見地から言っても、当然のことである。当該個別通達11は、国税通則法において「やむを得ない事情による合意解除」については、後発的な更正の請求を認めているにもかかわらず、当該個別通達11が、個別通達8の法定解除権と法定取消権による解除または取消し以外の合意解除について、「やむを得ない事情の如何にかかわらず」、合意解除であれば、贈与契約が解除されて原状に復したとしても、贈与税を課するとすることは、国税通則法の規定に抵触することになる。したがって、贈与契約の合意解除につき、贈与による経済的成果(財産の取得)が失われているにもかかわらず、いったん行われた贈与については、贈与税を課税するとする当該通達には、法解釈においても理論的に破綻しているのではなかろうか。ちなみに、当該贈与通達には、無効の場合の贈与財産の返還について何ら規定されていないが、無効に基因した贈与財産が返還された場合には、贈与税を課することができないことは、言うまでもない³²。

したがって、当該個別通達「11」は廃止するとともに、相続税法においても、贈与契約の解除に関する更正の請求手続の途が認められるべきではなかろうか。

(以下次号)

本文中の脚注 1～32

1. 最高裁平成2年5月11日判決（訟月37巻6号1080頁）の概要

譲渡所得について無申告（期限後申告）であった場合に、その譲渡行為が無効とされ、これに起因して経済的成果が失われた後に、当該譲渡所得に対して課税処分をすることの適否について、一審判決（東京地裁昭和60年10月23日・訟月32巻6号1342頁）は、租税負担に関する知識の欠落あるいは誤解という主観的事実のみでは「やむを得ない事情」があったということはできないとしたが、その控訴審（東京高裁平成元年10月16日・税資174号78頁）判決では、確定申告期限後において納税申告書を提出するとともに更正の請求を行うことを前提として、その更正の請求はやむをえない事情に該当しないから不適法、結果として、当初の売買契約による申告が残るという判示をし、上告審判決（最高裁平成2年5月11日・訟月37巻6号1080頁）では、納税者がその有する資産の譲渡による譲渡所得について所定の申告をしなかったとしても、当該譲渡行為が無効であり、その行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに起因して失われたときは、右所得は格別の手続きを要せず遡及的に消滅することになるから、税務署長は、その後に右所得の存在を前提とした決定又は更正をすることができないと判示した（ただし、本件は、譲渡所得発生の基因となった譲渡契約の合意解除後、譲渡代金が更正処分時点までに返還されてなく、譲渡収入が現実に消滅していないとして、更正処分を適法としている。）。

2. 最高裁昭和62年7月10日判決（税資159号65頁）の概要

原告宗教法人は、収益事業を営む宗教法人であるが、昭和47年11月に自己所有の山林を訴外会社に売り渡し、代金の一部支払を受けたので譲渡による収益の額を昭和48年3月期の益金に算入して申告をした。ところが、弁済期になっても訴外会社から残代金の支払がなかったので、原告宗教法人は、昭和52年12月10日本件売買契約を解除した上、訴外会社を被告として解除を

原因とする山林の所有権移転登記抹消登記手続を求める訴えを提起し、昭和53年2月22日請求認容の判決を得、昭和53年3月28日に確定した。そこで、原告宗教法人は、昭和53年5月22日、昭和48年3月期事業年度の所得金額から当該譲渡による収益の額を減額することを求め、国税通則法23条2項1号及び3号を理由に更正の請求をし、被告税務署長が更正をすべき理由がない旨の通知処分をしたので、当該処分を求めて出訴した。本件第一審判決（横浜地裁昭和60年7月3日・訟月32巻5号1078頁）において、「本件解除によって本件売買契約の基づく代金債権及びこれに付随する利息債権が消滅しても、それは本件解除をした事業年度の損金に計上すべきもの」と判断し、その控訴審東京高裁昭和61年11月11日判決（税資154号524頁）においても原審引用し、最高裁昭和62年7月10日判決（税資159号65頁）は原審判断を維持する形で判示した。なお、同最高裁は、本件売買契約の解除によっても国税通則法23条2項3号による更正の請求をなし得ることを認め、後発的事由による損失の経理処理と更正の請求の可否について初めて判示したものである。

3. 大阪高裁平成17年5月31日判決（TAINS Z888-0988）の概要

本件は、平成5年に、原告ら納税者は、父から生前贈与を受けた有限会社の出資（一口の払込金額100万円で、うち1万円を超える引受金額は資本準備金としている）の評価に当たり、その取得した株式が財産評価基本通達188（1）の「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当するから同通達188-2の評価方法、すなわち、配当還元方式によって、一口あたりの出資につき5,000円と評価して、法定申告期限内に贈与税の確定申告を行った。その後、平成7年10月31日に父が死亡したが、原告納税者は、平成8年2月に至って、訴外会社の同様の出資が訴外人の相続税の申告において一口50万円の更正処分を受けたことを知り、贈与の意思決定の前提となった贈与税について客観的に相当高額になることが判明したので、一口5,000円の評価に相当する贈与税額であることの前提で贈与をしたのであるから、贈与の意思決定の前提に齟齬があった

として、平成8年3月に相続人全員が参集して当該贈与契約を遡及して合意解除し原状に服して、かつ、平成8年6月に遺産分割協議を行い、当該出資は相続財産として一口50万円で相続税の確定申告をおこなっている。平成9年3月12日、課税庁は原告らの贈与税の申告について、出資の評価につき払込額と同額の一口100万円として評価すべきであるとして更正処分を行った。原告らは、贈与契約のかかる意思表示は民法95条の動機の錯誤が表示されているから法律行為の無効要件を充足していることは明らかであり、本件贈与は錯誤により無効であって、本件贈与による財産の取得（経済的成果）が無効に基因して失われたことになるから贈与税の課税要件事実は消滅し、相続財産として申告された事実をもって原状に復したことは明白で、いったん成立した贈与税の抽象的納税義務は、無効に基因して経済的效果の返還により完全に消滅したことになるから、更正の請求も可能であり、経済的效果の消滅後に更正処分をすることができないことは当然であると主張して、所定の不服申立を経由して訴えを提起したものである。

第一審：大阪地裁平成16年8月27日判決（TAINSZ888-0969）。

4. 星野英一『民法概論Ⅳ（契約）』良書普及会（1994年）67頁参照。
5. 法定解除とは、債務不履行（民法541）など法律の規定によって生ずる解除をいう。
6. 約定解除とは、法定解除に対し、買戻し特約（民法579）など契約当事者の契約によって生ずる解除で、解除権留保の契約である。
7. 合意解除とは、契約当事者双方の合意による解除で、合意による契約による点で単独行為である法定解除や約定解除と異なる。解除権がない場合でも合意解除は自由にできる。
8. この点につき、以下のように説明される（星野英一・前掲書〔1994年〕25・67頁参照及び山中康雄「解除の効果」『民法総合判例研究叢書民法（10）』有斐閣〔1958年〕94頁参照。）。契約は、

申し込みと承諾を原則とする相対立する二個以上の「意思表示の合致とされる」。今日では、契約の成立に関し意思主義ではなく表示主義がとられているから、「意思の合致でない」という点に注意する必要がある。民法は、契約の一方的な破棄の意思表示を解除と呼び、契約が両当事者の意思表示の合致とされるのに対し、解除の意思表示は、相手方ある単独行為である。

9. 谷口知平・五十嵐清編『新版注釈民法（13）債権（4）』有斐閣（1996年）山下末人執筆647頁参照。
10. 最高裁平成1年2月9日判決（最高裁判所民事判例集43巻2号1頁。）では、遺産分割協議と民法541条による解除の可否について、「共同相続人間において遺産分割協議が成立した場合に、相続人の一人が他の相続人に対して右協議において負担した債務を履行しないときであっても、他の相続人は民法541条によって右遺産分割協議を解除することができないと解するのが相当である。けだし、遺産分割はその性質上協議の成立とともに終了し、その後は右協議において右債務を負担した相続人とその債権を取得した相続人間の債権債務関係が残るだけと解すべきであり、しかも、このように解さなければ民法909条本文により遡及効を有する遺産の再分割を余儀なくされ、法的安定性が著しく害されることになるからである。」と、判示している。
11. 最高裁平成2年9月27日判決（最高裁判所民事判例集44巻6号995頁。）では、遺産分割協議と合意解除及び再分割協議の可否について、「共同相続人の全員が、既に成立している遺産分割協議の全部又は一部を合意により解除した上、改めて遺産分割協議をすることは、法律上、当然には妨げられるものではなく、上告人が主張する遺産分割協議の修正も、右のような共同相続人全員による遺産分割協議の合意解除と再分割協議を指すものと解される」と判示し、遺産分割の合意解除は許されると解される。
12. 遠藤浩編『基本法コンメンタール第四版債権各論Ⅰ（契約）』日本評論社（1995年）稲本洋之

助・上原由紀夫執筆55頁。

13. 占部裕典「私法上の『遡及効』と課税関係」(北野弘久先生古希記念論文集刊行会編『納税者の権利保論の展開』頸草書房2001年) 273～275頁参照。
14. 加藤雅信・岩崎政明「租税法と民法との対話—不当利得を接点として—」租税法研究36巻2号租税法学会(1992年) 91頁参照。
15. 大淵博義「錯誤無効に基因した原状回復後の贈与税更正処分の効力と有限会社の低額資本組入れによる出資の評価方法」TKC税研情報14巻2号TKC税務研究所(2005年) 11～12頁参照。
16. 大淵博義・前掲論文(2005年) 15頁参照。
17. なお、行政行為の概念は、美濃部達吉説・田中二郎説によると、法律効果を発生する行為について行政機関の意思表示を構成要素とするか否かによって分類し、法律行為的行政行為は効果意思を含むのに対し、準法律行為的行政行為は、単なる観念・認識の表示に止まり、裁量を認める余地がないとされる。前者の例として「許可」、後者の例として「確認」が挙げられる。
小早川光朗『法律学講座双書行政法上』弘文堂(1999年) 163～164頁参照。
中西又三『行政法1』中央大学通信教育部(2003年) 167頁参照。
18. 堺澤良『国税関係課税・救済手続法精説』財形詳報社(1999年) 108頁参照。
19. 占部裕典『租税債務確定手続』信山社(1998年) 173頁参照。
20. 占部裕典・同上書(1998年) 175頁参照。
21. 大淵博義『法人税法の解釈と実務』大蔵財務協会(1994年) 709～710頁参照。
22. 伊藤義一「現物出資に係る錯誤・合意解除による『無効の効果の遡及の有無』と『国税通則法第23条第2項かっこ書の適用がある更正の請求によるやむを得ない事情が必要か』について」TKC税研情報8巻6号TKC税務研究所(1999/12/1) 43頁参照。
23. 武田昌輔監修『DHCコンメンタール国税通則法1巻』第一法規1443頁参照。
24. 伊藤義一・前掲論文(1999/12/1) 41頁参照。
25. 武田昌輔監修・前掲書1429～1430頁参照。
26. 一杉直「譲渡契約の合意解除と確定申告」税経通信41巻14号通巻572号(1986年12月号) 219頁参照。制限説を支持する同旨の見解として、今村隆「錯誤又は合意解除による無効主張の可否」税理42巻6号(1999年6月号) 196頁参照。
27. 武田昌輔・前掲書1443頁参照。
28. 関根稔「合意解除と法定解除」(税理29巻8号1986年) 150頁参照。また、無制限説に立つ同旨の見解として、「原契約の合意解除によって通則法23条1項1号の要件が充たされている以上、合意解除の理由如何を問わず更正の請求がゆるされるべき」(谷口勢津夫「通常の更正の請求と特別の更正の請求との関係」シュトイエル328号・税法研究所1989年8頁参照。)とある。さらに、「後発的事由が法定申告期限から1年以内に発生した場合において、国税通則法23条2項かっこ書以外の場合と同様にやむを得ない事情を必要とするとの解釈は、誤りである」(伊藤義一・前掲論文〔1999/12/1〕43頁。)とされる。制限説が形式的表面的な議論であり、妥当でないことは明らかである。
29. 東京高裁昭和61年7月3日判決(訟務月報33巻4号1023頁)では、不動産賃貸業を営む個人事業者が、不動産賃貸契約を所得税の確定申告期限後に合意解除して更正の請求をしたところ、事業から生じた不動産所得等については、必要経費をその発生した事業年度において算入することとしたことは合理性があり、合意解除による利得の返還もまた返還の日の属する年の必要経

費に算入されるべきものであって、契約がなされた日の属する年がこれと同一でない以上、其の年の課税標準等に何ら影響を及ぼさないと判示して、更正の請求は認められなかった。

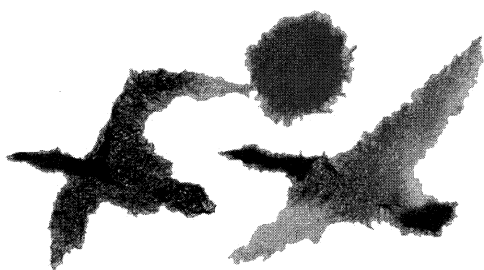
30. 前期損益修正に関する法人税基本通達 2-2-16では、「当該事業年度前の各事業年度(…)においてその収益の額を益金の額に算入した資産の販売又は譲渡、役務の提供その他の取引について当該事業年度において契約の解除または取消し、値引、返品等の事実が生じた場合でも、これらの事実に基づいて生じた損失の額は、当該事業年度の損金の額に算入するのであるから留意する。」とされる。

ただし、土地重課に関しては、契約の解除があった場合の更正の請求について租税特別措置基本通達63(6)-5において「譲渡利益金額につき特別税率が適用された土地等の譲渡について、その後の事業年度において契約が解除された場合(再売買と認められる場合は除く。)には、当該譲渡をした事業年度の当該譲渡に係る土地譲渡利益金額に対する税額については、通則法

第23条第2項の規定による更正の請求をすることができる。」としている。すなわち、法形式が契約解除であっても「再売買と認められる場合」には、当該更正の請求を認めないこととしている。当然のことであるが、その反対解釈としては、それが、更正の請求の認められる解除かどうかにかかわらず、契約解除に遡及効を認めているということである。

31. 大淵博義「錯誤無効に基因した原状回復後の贈与税更正処分の効力と有限会社の低額資本組入れによる出資の評価方法」TKC税研情報14巻2号TKC税務研究所(2005年)20~21頁参照。

32. ところで、裁決ではあるが、扶養義務を解除権とする贈与契約が、その解除権行使によって解除されたことを理由としてなされた、贈与税の更正の請求にやむを得ない理由があるとし、納税者の主張が認められて更正処分の全部取消がなされた事案(昭和49年分贈与税・昭和61年2月27日裁決・裁決事例集J31-1-01)があり、参考となる。



年男・年女

新春随想



定 年

毛塚 宏

今年3月で満60歳です。去年8月に孫が生まれ、名実共にジジ様になりました。

昭和22年生まれ、いわゆる団塊真っ只中で、受験戦争、就職戦争、結婚戦争と様々な戦争をくぐり抜けて参りました。最も当時はそんな事を考えてはおりませんでした、今思うと大変な時代だったと思います。星野仙一、田淵幸一、山本浩二また吉田拓郎、ビートたけしその他様々なジャンルで今なお若々しい60歳がいっぱいおります。私も自他共に認めるヤング60歳です。

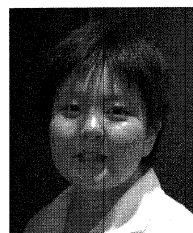
昨年は還暦を迎えて中学、高校と同期会が行われ2007年定年問題が同期を直面し、もう会社を辞めた者も何人もおりました。人生において定年退職があった方が良いか、我々には定年がありません。一生働き続けられるのか、働かなければいけないのか？テレビドラマでも医者と同じような事をつぶやいていた事を思い出します（医者は患者、税理士は顧問先に対する責任）。働ける喜びと、いつ迄も働かなければいけない苦痛と贅沢な悩みかも知れません。

小石川支部から当支部に移籍し、11年経ちました。野球部に入部し大所帯の支部にありながら、かなりの諸先生とも知り合いになれました。また野球部は小石川支部とは比較にならない程の強豪(?)チームで、東京税理士会支部大会でベスト4まで進出した事は非常に楽しい思い出となっております。今はもうとても体が動きませんので自然的に引退抹消となりましたが、会報を通じてその対戦結果に一喜一憂しております。現役の皆様頑張ってください、陰ながら応援しております。

当原稿は依頼当初はお断りする予定でありましたが、還暦の記念と観念し書いております。また最近事務所近くの居酒屋で、マスターとの会話の最中に隣に座った初老の紳士から話しかけられ、

話している内に大先輩のK先生である事が判明しその後その店に行く度に偶然にお会いし、いろいろなお話を聞かせて頂いております。

当支部は中央区に在りながら、下町情緒が漂う素晴らしい支部だと思います。これからも定年のことは忘れ、まだまだ業界では若い輩ですので精一杯頑張りたいと思います。



平成19年を迎えて

坂下 弘子

私が税理士試験に合格し、実務についてから今年で11年目を迎えました。この11年間を振り返ってみると、あっという間のような気がします、その時々になされた状況の中で私なりに一所懸命頑張ってきたと思います。

最初に簡単に自己紹介させていただきますと、私は、個人会計事務所、公開会社での内部監査業務、大手税理士法人での勤務を経て、約2年前に開業いたしました。私が開業する1年前に日本橋蛸殻町で夫がすでに事務所を立ち上げており、実際には合流した形になります。

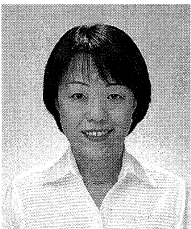
弊事務所の特徴としては、クライアントの7~8割が外資系企業や外国人の方ということが挙げられます。本社が外国にある企業の日本子会社や日本支店、駐在員事務所、日本に駐在している外国人の方（EXPAT）に対して税務相談や申告・記帳指導などを行っています。最近では、新会社法により1円でも会社が作れることを知っている外国人の方も増え、そういった方々が日本でビジネスを始めたいという相談も受けることがあります。

外資系企業に対する業務が日系の中小企業に対するそれと何が異なるのかというと、通常の記帳・申告業務に加えて、親会社へのファイナンシャルレポートの作成や四半期ごとにかなり精度が高い税金計算が要求されるといった点が挙げられます。また、海外では法人の決算期を暦年と定めている国が多いため、その日本子会社や日本支店

は必然的に12月決算になるという特色があります。そのため、1月～3月は法定調書や償却資産申告、個人の確定申告に加えて法人の決算が集中してしまう傾向があるので、この時期は非常に繁忙期になります。

また、会社の帳簿は親会社の国のGAAPベースで記帳されていることがほとんどですので、申告調整項目が多いという特色もあります。必要に応じて親会社の担当者へ日本の税務制度の説明をし、租税条約届出書などの書類も作成することもあります。また、外資系企業の中には、一部又はすべての経理・総務業務をアウトソーシングしている会社もあるため、クライアントのニーズにより固定資産台帳の管理だけを請け負うこともあります。このような場合は、資産件数が1,000件を超えるようなところも珍しくありません。

最近では、以前に増して外資系企業が日本に進出して来ており、都道府県の中には熱心に外資系企業を誘致しているところもあります。そのような流れの中で、弊事務所としていかに多くの企業・個人に対して貢献できるか、常に考え日々精進していく決意を新たにしました次第です。諸先輩の先生方にも多々ご指導頂ければ幸甚に存じます。



曖昧な記憶

高橋 純子

私は自分で呆れるほど過ぎし日々の記憶が曖昧だ。過去には拘らないと強がってみるものの、大事なことも忘れてしまうので格好がつかない。「年女」に想いを巡らせつつ、曖昧な記憶を辿ってみた。

唯一覚えている子供の頃の情景がある。幼稚園の下駄箱の前、我先にと靴を履いて一斉に外へ飛び出していく園児たち。みんなの勢いに圧倒されて泣きながら立ちつくす私がいた。一人っ子で競争心のかけらもなかった子供が初めて直面した厳しい現実といったところか。とても優しくった先生はただひたすら待ったのだろう。入園から10日後、母は先生から嬉しい言葉を聞く。「やっと涙が出なくなりましたよ。」

小学5年生、他校から若い先生がやって来た。理

数系が得意だというその先生の授業で算数の面白さに目覚める。「勉強って楽しいものなのかな」と勘違いした瞬間だ。きらきらとした眼が印象的なはっきり物を言う素敵な女性だった。

中学3年生、「キューピー」と親しみを込めて呼ばれた国語の先生に出会った。キューピー先生の熱心な勧めに応じて応募した作文が、何を間違ったか入賞する。後にも先にも人前で表彰されたのはこの時だけだ。「税についての作文」という題材だったことも今となっては運命的か。目立たない生徒だった私に「誰かが見守っていてくれる」という自信を与えてくれた先生だった。

大学3年生、ゼミナールの何もかもが殊の外厳しかった。必死に勉強した記憶はゼミの授業と卒業論文以外にはない。緊張の連続だった指導教授の厳格さは、現在の穏やかさとともに一生の宝だと思っている。

税理士となって約20年、よき指導者に恵まれてここまで来れた。想えば、指導者との出会いが人生の岐路だったと気付く。趣味の茶道でも素敵な先生に巡り合って、一生の楽しみを得ることができた。たとえ記憶が曖昧であっても、大事な人との出会いが真っ先に甦ってくる。あと何回年女を迎えることになるかは神様のみぞ知る事だが、これからの人生も人との出会いを大切に過ごしていこうと想いを新たにしました。



新年雑記

豊嶋 優子

明けましておめでとうございます。本年も宜しく願い申し上げます。併せて支部の皆様のご発展とご健勝をご祈念申し上げます。

さて〇回目の猪年を迎えるにあたり、この文章を考えながら、事務所の窓から外を見ると東京駅方面が見えます。この1年で丸の内トラストタワー、新丸の内ビルディング、東京駅ツインタワービルなどが次々に頭を覗かせるようになりました。大企業の景気は上向きとのこと。今年はどんな一年になるのでしょうか。干支だからといって猪突猛進は些か恐ろしい気がします。

猪の話ですが先日、同級生の友人が香港で生ま

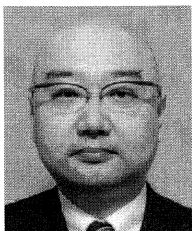
れ干支の置物を買おうとしました。ところが店員が持ってくる飾りは豚なのです。他の店に行っても出てくるのは豚ばかり。友人は「私だから豚なのよ。本当に失礼ね。」とむくれていました。

十二支は東アジアで広く伝わる風習ですが、確かに『豚』の国が多いようです。猪と聞くと勇ましい感覚がありますので、日本では好まれたのでしょうか。何事もよく確かめてみないといけませんね。

確かめると言えば、11月のこと。事務所の留守電に、酔ってご機嫌な声のメッセージが入っていました。「ボジョレーヌーボー頂きました。美味しかったわ、有難う」聞きながら『オクッタノハ、ワタシデハアリマセン』と困ってしまいました。

また、年末に愛用（およそ20年）の電卓を新しい顧問先で使用していた時のことです。どうやら同じ電卓が先様にもあったらしく、奥様が「あらごめんなさい。こんな汚い電卓を出しっぱなしで。今綺麗なのをお持ちしますね」と奥へ。『コンナキタナイデンタク』をそそくさと書類の下に隠して、帰りに真っ白な電卓を買って求めたものです。誰にでも似たような思い込みはあるものです。私も仕事の上ではくれぐれもうっかり思い込みをしないよう、良く確かめて慎重にしなければと心に誓った出来事でした。

最後にもう一度豚の話に戻りますが、ニュースを見れば暗い事件が続く今日この頃。豚は綺麗好きで温かな性格だと聞きます。他国に倣って豚年と思い、皆が明るく楽しい年を心掛けるのも良いかもしれません。とはいえ、あなたの置物はこれ、と豚を差し出されたら私としてはやっぱり複雑な気はいたしますが。



2007年亥年

仲市 誠治

新年あけましておめでとうございます。

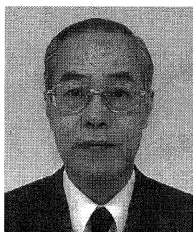
昨年末、「来年は年男ですよ」と言われて自分の年齢に今更ながら思い知らされました。年末にならないとなかなか干支の話題も出てこないものです。すっかり干支について頭の中から消されていたのですが、もうその時期になったのかという言う

感慨と、いつまでも若いと思っていた自分がもうこんな歳になってしまった。40歳を過ぎ男の大厄をのりこえたころから年齢についてしばらく尺度をなくして年齢について曖昧になっていたのですが、12年に1度周ってくる亥年が、自身の年齢をまた意識させてくれたとともに自分をみつめる機会を得ることができました。

亥年生まれ性格は、良く言えば融通のきかないところはあるが、正義感が強く、よく人を助ける。また、向こう見ずにものを言う性質があり、言いたい放題の言動をとるため、不快の念を持たれ人間関係が壊れてしまう。短気、でしゃばり、独断専行と言うことらしい。そのまんま「猪突猛進」のイメージが連想されますが、周囲の人のことや状況を考えずに、一つのことに向かって猛烈な勢いで突き進む、自分自身にあてはめ、亥年生まれのイメージからすると、頑固で、振り返ることなく今に至ったところですか。しかし、目標を持って前に進むことが成功の第一歩、事業においても、事業計画をたて予実管理が大切ですと経営者に訴えながら自分自身は目標を見失っていた感があります。「1年の計は元旦にあり」と言います。同様に、「成功の大きさは、信念の大きさによって決定される。小さい目標しか掲げないから、小さい結果しか得られない。その反対に、大きい目標を掲げるなら、大成功をおさめることができる」（ジョージア州立大学経営学教授、デビッド・シュワルツ）「気高い夢を見ることです。あなたが夢見た人間になるでしょう。あなたの理想は、あなたの未来を予言するものに他なりません」（イギリスの哲学者、ジェームス・アレン）、と最近耳にしました。亥年を機会にあらためて「猪突猛進」の良いイメージを持って前へ前へ。小さなことからコツコツと積み重ね大きな目標の達成にがんばりたいと思います。まだまだ勉強不足です先輩方々に教を請いながら・・・。

今回はこのような機会を与えていただきありがとうございました。

最後に会員皆様にとって亥年が良い年でありますようお祈りいたします。



これからが本番 (還暦を迎えて)

村田 裕

皆様明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

日本橋支部に来てから7年半、税理士事務所を開業してからは11年半が経ちました。本当に月日が経つのは早いですね。たくさんの人に助けられ今日までやってこられたことを感謝いたします。どうも有難うございました。また、いろいろな人にご迷惑をおかけした事を深くお詫び致します。自分が60歳になるなんて「シンジラレナイ」気持ちです。今にして思えば本当に楽しい人生でした。自分の好き勝手、以前勤めていた会社の社長の言葉を借りれば「デタラメ」な人生でした。

事務用品の会社の営業を辞めて本格的に税理士の勉強を始めたのがちょうど40歳の誕生日を迎えた時でした。自分の気に入らない所へは行かず、仲よくしている所ばかりに行き行って適当に油を売っているようないいかげんな営業マンでした。またよく遊びもしました。最初は税理士になる気持ちはなく、会社の人間関係が苦手だったので、自分で会社を始めるつもりでした。ただ学校を卒業してから20以上も仕事を変えてどんどん落ちて行くのがわかったので、これ以上落ちるとまずいなどという気持ちがありました。自分で会社を始めようにもお金も、知恵も、人脈もなんにもないので、とりあえず税理士の資格を取って滑り止めにしておくつもりでした。

最初はなかなか机に座っていることもできない状態でしたが、なんとか6年間で4科目に合格して税理士になることができました。簿記論だけは30歳の頃に合格していました。今にして思えばラッキーな面があったと思いますし、絶対に合格するという悩天気の性格も幸いしたようです。全くのゼロから翌年の5月に事務所を借りてアルバイトをしながら親戚や以前勤めていた会社、友達などを暑さなかにスーツを着て駆けずり廻った頃が懐かしく思い出されます。税理士としては遅いスタートだったのでまだまだ未熟です。皆様のご指導ご鞭撻を得てさらに勉強を重ねていかなければと

思っております。よろしくお願いいたします。

最後に、今年からは遊びは少し控えて、今までの経験や知識を生かしてささやかながら社会のお役に立つようなことができればいいと考えております。「年を重ねただけでは人は老いない。理想を失う時初めて老いる。」(サムエル・ウルマン)これからが私にとって人生の本番です。

健康、そしてダイエットのために

矢島 学

支部会員の皆様、明けましておめでとうございます。

この度年男としての寄稿のお話を頂くまで、自分が年男という自覚が全く無く、また、過去の新春随想を拝見しても、私のような若造ではなく大先輩方が書かれており、どのようなことを書いたらよいのか、かなり悩みましたが、今現在、私が次の年男(48歳)まで継続して挑戦し続けよう思っているハーフマラソン大会出場についてお話したいと思います。この大会は毎年秋に近所で行われるハーフマラソン大会です。私が初めてこの大会に参加したのは、今から4年前になります。元々学生時代から長距離走は苦手な上、性格的にも燃え尽き型で短期集中の方が性に合うのですが、①健康とダイエットのため、ジョギングでもしようか(ハーフマラソンを完走するために多少なりとも、練習するだろう)②まだ幼い子供に分かりやすい形で父親の頑張っている姿を見せることは意味がある、と考え、始めました。

初回参加時は①の理由にも関わらず、結局たいした練習もせず、土日に2、3キロ走っていた程度で、前日は少しだけ頑張り、7キロ走りました。「まあ、なんとか走りきれるだろう」なんて、甘く考えていたのですが、やはり20キロ超を走り通すことは、ぶっつけ本番ではうまくいきませんでした。子供が応援してくれている5キロ地点では笑顔で手を振り応援に応えたのですが、折り返し地点を過ぎて、まもなく、足が痛くてどうにもならなくなり、歩き始めてなんとかゴールにたどり着きました。当然、順位は散々たるものでした…。それでも、ゴールした後の清々しさ、満足感はとても心地の良いものでした。

この爽快感を感じたくて、懲りもせず、次も参加したくなるのです。

その後、毎年出場はしていませんが、昨年秋の大会で出場3回目を数えました。ダイエット目的のはずが体重は増え続ける上に、初回の教訓をなかなか生かせず、どちらかというと、「事前準備をしないでどれだけ当日頑張れるか」ということがテーマになってしまっていますが、前は何かゴール付近まで歩かず、走れるようになりました。

優等生ランナーではないですが、今後もこの大会には出場し続けたいと思っています。

皆様もご自身なりの健康法がおありだと思います。陸上関係者からは叱られそうですが、私の健康法はこんな感じです。

最後になりましたが、この一年会員の皆様、そしてご家族が健康で過ごせますよう、心よりお祈り申し上げます。

随 筆



笑う門には福来る

鈴木 幸 信

昨年の暮れに新宿の寄席「末廣亭」に久しぶりに行ってきました。

昼の部（12時開演で夕方4時半閉演）でしたが、当日は土曜日のせいもあり満員大入りで開演し、途中から立ち見客も出るほどの大盛況でした。客層はお年寄りだけでなく若い人達も結構多く落語や漫才のファンの多さに驚かされました。途中で笑い疲れて少し居眠りをしましたが、最後まで落語、物まね、奇術、似顔絵、三味線漫談等次々と繰り出される芸に周りを気にせずに大笑いをして一年間のいやなことなどすっかり吹き飛ばしてきました。

人を怒らせることは簡単でも人を笑わせることは意外と難しいものです。それが、お客から笑いをとる落語家や漫才師にかかるとついその話術に引き込まれ大口を開けて笑わされてしまうのだからその話芸には感心させられます。

人が動物と違うことの一つに笑いを持っていることがあげられておりますが、「笑」という漢字をよく見ると、人が顔をクシャクシャにして大笑いしているように見えてきますがいかがですか。

「笑」は、コミュニケーションを図るうえで大切な役割をもっており、また、体にも非常によい影響を及ぼすといわれております。このような笑

いのもつ不思議な力から、「笑う門には福来る」、「笑いは人の薬」、「笑う顔には矢たらず」等数多くの諺がありますし、落語などのように人から笑いをとる「笑いの文化」も生まれてきております。

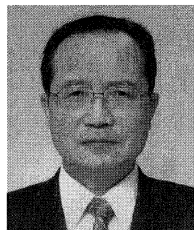
確かに、心底から笑うと仕事などでいらいらした気持ちがどこかに吹き飛んでしまいます。また、気心の知れた仲間達と大声で笑いながら和気藹々と飲んで看板の時間も気がつかないような場合でも、体内の血液循環がよくなり肝臓の血流量が増えて代謝や排泄が盛んになるせいか、アルコールが分解され易くなって二日酔いになるケースが少なくなるように思います。

ところで、最近思いつき笑うことが少なくなってきているように感じております。一日を振り返ってみて笑わなかった日も結構あります。

税理士という仕事柄、クライアントからの照会事項等への対応から毎日税法などの難しい本と付き合っ、顔に縦しみを寄せてパソコンとにらめっこしている時間が多くなってきているせいかも知れません。

笑いの効用は大であり、そして笑うことにはお金もあまりかからないので一日一回くらい声を出して大笑いしたいものです。

今年は、たまには寄席に足を運んで腹の皮が痛くなるくらい大笑いして心身をリラックスさせ、気持ちを若くして仕事に向かいたいと思っています。



当世〇〇気質

北川 侑司

プロローグ

「気質」とは、「広辞苑」では、身分・職業・年齢などに相応した特有の類型的な気風。例「職人氣質」「昔気質」とあります。

さて、東京へ出てきて四十有余年、ところ変われば品変わる、いや時が変われば人変わるを、好むと好まざるとに拘らず、その変遷を見てきました。勿論私もその中の一人ながら…

まず、若手社会人の極めつきスタイルから、リュックサックにヘッドホン、右手に携帯電話、左手に漫画本、口にチュウインガム。これで完璧？である。

その格好で、座った途端に居眠りで、こちらが乗り過ぎすんじゃないかと心配していると、これがちゃんと目を覚まして、いつもの駅で降りるんですよ。寝たふりかな？

それと駅のホームか車内で、左手に鏡、右手にパフか睫毛カール、とくればお判りでしょう。いやなに私は決してしげしげと見てはおりませんよ。チラッと見る程度で、刺激を与えないようにしております。

そういうお方も所定の駅？で降りる時には、見事に完成しておりますね。それにしても男女共に良くそんなにいろいろと制御？できるもんだと感心しております。

通勤車内では、小型パソコンを操作している人もいますね。団塊の世代は、仕事人間とか、なんだかんだと言われてきましたが、そこまではありませんでした。よく見ると団塊ジュニアよりも若いんですよ。

他の事はともかくマンガ本だけはここ15年位は変わりませんね。せめて週刊誌にでも変わると良いのですが、なんて思ってるのは私だけでしょうか。とにかく文字を読まなくても良い、見るだけの漫画本ですから…

だからですかね、混んでる車内で新聞広げてる人も少なくなりましたね。周りにとっては、ありがたいことですがね。それに他人に迷惑をかけて

る訳じゃないですから、とやかく言うことありませんかね。

もっと嬉しい事に、たまにはシルバーシートを譲る学生・生徒や中年までいるんですよ。私は譲られるにはまだ早いと思ってますし、譲られたこともあります…

今の世の中まんざら捨てたもんじゃないですね。

ところで、車内で他人の足を踏んでも一言もない人が老若男女を問わず増えましたね。ある人が「マナーだろうって」言ったら、曰く「電車が揺れたんだからしょうがないだろ」って言うんですよ。謝ったら、損害賠償でも請求されるんじゃないかと思ってんですかね。まあそんなに目くじら立てるつもりはありませんけど、少し昔の話ですが、中年のおばさんのヒールの直撃だけは、涙が出るほど痛いんですね。ペチャクチャと話に夢中なもんだから、「痛い！」って言ったら、チラッと見たついでに「あら、ごめんなさい」で終わりですよ。ご多分に漏れず？小太り以上だったもんですから、後で靴脱いで見たら青なじみで、全治まで二週間かかりましたよ。あの時は、痛かったですね。

ところで、当世流行のボランティアとやら私の高校時代の同級生なんか、NPO・NGOに参加したり、立ち上げたり、よくそんな時間があると感心するくらい熱心ですね。私にも誘いが来んですが、私なんかその気が無くもないのですが、その日その日の自分のことを処理するのに精一杯で、予定では終わってなきゃいけないのに「こんな筈じゃなかった」と思う毎日です。みんな立派ですよ。というところで、ここまで書いてきたことは、何もこと改めなくとも誰でも日頃感じている事なんだろうが、敢えて挑戦してみました。

諸氏諸兄はどう思われますか。

エピローグ

明治大正期の文豪・坪内逍遙は「当世書生気質」を明治18・19年に書いたそうですが、実は、私は読んだことがないんです。高校の「現代文」の実力テストなんかによく出たんで、どんな事を書いてあるかまでは知ってますが、ちょうど語呂がいいので「借題」した以外本稿とは何の関係ありません。

「モア・グリーン・ゴビ」活動のご紹介

中島美和



昨年9月、中国内蒙古自治区へ植樹旅行に行ってきた。1994年「1枚のテレカが地球にやさしい環境をつくれます。」の標語を掲げて始まった東京税理士会の「モア・グリーン・ゴビ」活動。植樹団は1996年から数えて第9次となった。私自身、2000年の第4次隊に当時高校生だった長女と長男を連れて、その翌年の第5次隊、そして今回は大学2年の末娘と3回目の参加になる。

この植樹活動はゴビ沙漠（砂漠とは書かない）の一部、ダラトキのクブチ沙漠に50haの砂地を借り、第2次隊からポプラの苗木を植え始めた。現地では財団法人日本産業開発青年協会の指導のもと、トルーマさんという農家が維持管理を担当してくれている。毎回植樹団は600本程の苗木を植え、そのほかにも毎年植樹を委託している。

初めて参加した時には、広大な砂地に1m足らずのポプラがちょぼちょぼといった感じで力なく生えている中に、「東京税理士会の森」と書かれた大きな石碑がデンと腰をすえていて、果たしてここが森になるのは何時のことだろうと思ったものだった。しかし今回行ってみてびっくり。トルーマさん宅の後ろはなんと緑地と化していた。まだ森と言えるほどのものではないが、大きな木は見上げるほどに育ち、砂地だった地面には雑草が生え、蝶々が舞い、ポプラの枝には鳥の巣、聞けば狸が

大きく育ったポプラの下で談笑



◀新しい税理士の森を目指して

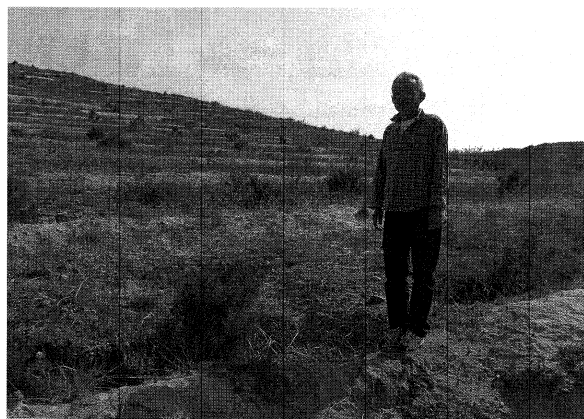
家族住み着いているとのこと。元々沙漠ではなく西から砂地が草原を侵食するように砂漠化した土地である。深く掘れば水脈があるそうで、「税理士の森」の中には小さな溜池まであり、蛙やヤゴも目にすることが出来た。

さて今回の植樹だ。今年からトルーマさん宅から数キロはなれた500haの土地を新たに50年契約で借り受け、新しい「東京税理士会の森」を目指すことになった。長いスコップで直径4～50cm深さ70cm程の穴を掘る。周りから砂がこぼれ落ちるので要領よく掘らないと結構大変だ。この深さまで掘ると穴の底はわずかな水分で黒ずんでいる。そこに枝葉を落とした1.5m程のポプラの苗木を入れ埋め戻し完成。この作業を地元の中学生（日本では高校生）のボランティア（日本のボーイスカウトのような団体）とペアを組み繰り返し行うのであるが、3本も植えると額には汗がにじむ。中学生たちは日本から植樹に来た我々に敬意を表していて、お互いに片言の英語でコミュニケーションを取るべく努力するのだが、なかなか上手く行かない。それでも植樹作業が終わる頃にはすっかりお友達になって、あちこちで笑い声が絶えない状況になっている。最後に記念写真を撮り、お土産のサッカーボールとバレーボール、日本人形等を渡し、中学生たちからはそれぞれが考えた記念品（手作りの飾り物等）をいただき、名残を惜しみながら別々のバスに乗り込んだ。

翌日はダラトキから100km程南のオルドス市での植樹に向かう。こちらは第5次隊から始めた活動で、地元の青年協会の協力でグランドキャニオンを思わせるようなハゲ山に油脂松の苗を植える。私が5次隊で植えた松がどれくらいになっているか、不安と期待を抱きながらの訪問である。バスを降り斜面を歩くこと数十分、6次隊の植えた松は90%以上の活着率で数10cmに成長している。そこからさらに歩を進め、いよいよ私が植えた松にご対面。5年の歳月を経て膝から腰の高さくらいに育った松を確認し、えも言われぬ感激を味わうことが出来た。

今回は、さらにバスで1時間ほど移動した所で、地元の中学生、農民と協力しての植樹だ。あらかじめ、50×120cm深さ40cm程の四角い穴が掘ってあり、その中心にさらに深さ30cm程の穴を掘り20cm位の松の苗を植えるのだが、土が固く大小の石が混ざっているため、ツルハシとスコップを駆使し汗びっしょりになりながら奮闘した。松はポプラほど成長が早くない。この山が松の林で覆われるのは何時になるだろう。それを確認するのは、子供たちに任せることになるのかもしれない。

さて、「モア・グリーン・ゴビ」活動は2003年4



◀ 5年でここまで育った松

月に、『特定非営利活動法人モア・グリーン・ゴビ税理士の森基金』を設立し、形式上は東京税理士会から独立した活動となったのだが、まだまだ認知度は低く我々税理士が中心となって推し進めていかなければならない。日本橋支部では、第1次植樹団の団長が岩波一会員、1次隊に岡本昭夫会員、第7次に若狭茂雄会員、第8次に小早志睦子会員が参加されている。植樹には参加できなくても、年2,000円の会費で会員になれる。

黄砂の原因ともなっている「沙漠化」防止の運動に一人でも多くの方々に参加していただけるよう、お願いいたします。

各部だより

[総務部]

平成18年9月 支部幹事会報告

議長：中島副支部長

I. 開催要領

1. 日時 平成18年9月11日（月）

☆執行部会 10:00～10:30

☆幹事会 10:30～12:00

2. 場所 支部事務局会議室

3. 審議事項前に「日税ビジネスサービス」より東税協45周年記念キャンペーンについて、「三井住友銀行」より税理士グループ融資制度について、「損保ジャパンひまわり生命」より東税協45周年記念キャンペーンについての説明が行われた。

II. 審議事項

1. 日本橋税務署ならびに中央都税事務所との定例連絡協議会の開催時期および提案議題の策定の件

① 日本橋税務署 平成18年10月20日（金）

対象は日本橋支部会員全員

② 中央都税事務所 平成18年11月6日（月）

対象は支部長、副支部長、総務・研修・広報・税務支援対策部長

（当番支部：京橋）

③ 質問・要望事項の提出状況

大矢総務部長より、質問事項別紙3件及び上記日程並びに対象者で承認

2. 常会開催日時および運営方法に関する件

平成18年10月20日（金）

午後1時～2時

大矢総務部長より、常会終了後研修会を行い上記開催日時で承認。

3. 新入会員説明会開催日時および運営方法に関する件

平成18年10月5日（木） 午後3時～

大矢総務部長より、上記開催日時で承認。

4. 第1ブロック支部連絡協議会開催に関する件
大矢総務部長より、10月6日（金）に支部長、副支部長、各部長出席で承認。
5. 研修部副部長転出に伴う副部長選任の件
河原支部長より、嶋本研修副部長の転出により幹事の充足はしないで、秋元幹事を研修副部長に選任する事で承認。
6. 事務局就業規程改訂に関する件
河原支部長より、事務局就業規定第8条4項に職員の子供の病気について特別有給休暇を追加する事で承認。
7. 署との拡大定例連絡会（9/27）出席者確認の件
大矢総務部長より、別紙未着者10名の出欠席確認で3名の出席が確認された。
8. その他
中島副支部長より、11月10日の無料相談会の日程変更を次回の幹事会で決定する事で承認。

Ⅲ. 報告事項

1. 「税理士が行う租税教育」シンポジウム（7/27）の件
若狭経理部長より、町田支部での見学の報告。
2. 八団体日本橋税務署新旧幹部歓送迎会（7/28）の件
河原支部長より、無事終了の報告。
3. 日本橋税務懇話会（8/7）の件
中島副支部長より、無事終了の報告。
4. 署との定例連絡会（8/22）の件
河原支部長より、無事終了の報告。
5. その他
特になし。

Ⅳ. 各部報告

- ① 総務部 特になし。
- ② 研修部 岡田研修部長より、10月以降の研修会について報告。
- ③ 広報部 福本広報部長より、9月末の広報発送予定について報告。
- ④ 厚生部 栗原厚生部長より、野球部、ゴルフ部、テニス部の活動及びカラオケ部の10月の発表会について報告。
- ⑤ 組織部 田村組織部長より、会員連絡網の変更について報告。
- ⑥ 経理部 若狭経理部長より、中間決算について報告。
- ⑦ 綱紀監察部 特になし。

- ⑧ 税務支援対策部 浅井税務支援対策部長より、法人会等の税務相談会実施について報告。

V. 理事会報告

宮川理事より、平成18年9月7日（木）の第5回理事会について報告。

承認事項 3件

報告事項 9件

Ⅵ. 委員会報告

① 法対策委員会 池上委員長より、課題検討の回答について報告。

② 情報システム委員会 中島委員長より、電子申告の対策について報告。

平成18年10月 支部幹事会報告

議長：池上副支部長

I. 開催要領

1. 日 時 平成18年10月16日（月）

☆執行部会 10:00～10:30

☆幹事会 10:30～12:00

2. 場 所 支部事務局会議室

3. 審議事項前に「損保ジャパン」より、税理士共栄会の保険商品の説明があった。

Ⅱ. 審議事項

1. 日本橋税務署ならびに中央都税事務所との定例連絡協議会の開催日時および提案議題の確認

① 日本橋税務署 第29回定例連絡協議会

平成18年10月20日（金）

対象は日本橋支部会員全員

② 中央都税事務所との税務懇談会

平成18年11月6日（月）

対象は支部長、副支部長、総務・研修・広報・経理・渉外対策各部長、総務副部長

（当番支部：京橋）

大矢総務部長より、上記日程及び対象で承認。

2. 常会開催日時および運営方法の確認

平成18年10月20日（金）

午後1時～2時

大矢総務部長より、上記日程で承認。

3. 税を考える週間行事相談会要員数等の策定

平成18年11月10日（金）

午後2時～午後4時（パネルディスカッション）

平成18年11月13日（月）

午前10時から午後4時（無料相談）

大矢総務部長より、無料相談の日程を10日から13日に変更し、下記相談員で承認。

◎日本橋三越

午前 蟻坂、浅野、高橋、福本、中島

午後 下村、佐々木、大矢、青木、浅見

◎日本橋プラザ 吉村、小早志

(敬称略)

4. 平成18年度支部間連携実施要領の件

浅井税務支援対策部長より、日程及び担当支部等を明記することで承認。

5. 平成18年度各種無料相談担当者募集の件

浅井税務支援対策部長より、下記の通り訂正して承認。

確定申告無料相談の開始日を、3月1日から2月28日に。

広域還付申告無料相談会の日本橋担当日の、2月7日(水)7名、2月13日(火)7名を記入。

6. 平成18年度確定申告無料相談新聞折込広告の件

浅井税務支援対策部長より、前年と同様に行う事で承認。

7. 納税表彰式参加役員確認の件

平成18年11月15日(水) 午後3時～6時

大矢総務部長より、参加者の確認が行われ4名の参加及び3名の欠席が確認された。

8. 厚生部同好会役員選任等について

栗原厚生部長より、別紙アンケートの協力依頼がされた

9. その他 特になし。

Ⅲ. 報告事項

1. 拡大定例連絡会(9/27)の件

河原支部長より、無事終了の報告。

2. 暮らしと事業のよろず相談(10/7)の件

高橋幹事より、弁護士会館で午前10時から午後4時まで行われ無事終了の報告。

3. 新入会員説明会(10/5)の件

河原支部長より、17名参加で懇親会も行い無事終了の報告。

4. 第一ブロック連絡協議会(10/6)の件

河原支部長より、神田支部が幹事で無事終了の報告。

5. その他 特になし。

Ⅳ. 各部報告

① 総務部 特になし。

② 研修部 岡田研修部長より、11月及び12月の研修会の報告。

③ 広報部 福本広報部長より、広報110号につ

いての報告。

④ 厚生部 栗原厚生部長より、囲碁部についての報告。

中島副支部長より、テニス部及びカラオケ部についての報告。

井上幹事より、野球部についての報告。

⑤ 組織部 田村組織部長より、新入会員を含めた緊急連絡網の作成についての報告。

⑥ 経理部 若狭経理部長より、11月20日の中間監査についての報告。

⑦ 綱紀監察部 星野綱紀監察部長より、11月7日の日本橋税務署との連絡協議会についての報告。

⑧ 税務対策支援部 浅井税務対策支援部長より、商工会議所等の税務相談についての報告。

Ⅴ. 理事会報告

藤山理事より平成18年10月11日開催 第6回理事会についての報告。

承認事項 9件

報告事項 11件

Ⅵ. 委員会報告

① 法対策委員会 池上法対策委員長より、課題検討に対する意見回答についての報告。

② 情報システム委員会 中島情報システム委員長より、電子申告の届出についての報告。

平成18年11月 支部幹事会報告

議長：吉村副支部長

Ⅰ. 開催要領

1. 日 時 平成18年11月14日(火)

☆執行部会 10:00～10:30

☆幹事会 10:30～12:00

2. 場 所 支部事務局会議室

3. 審議事項前に「日税サービス」より、協同組合の団体保険としての自動車保険についての説明がされた。

Ⅱ. 審議事項

1. 広域還付無料相談会、派遣者決定の件

浅井税務対策支援部長より、下記14名派遣で承認。

2/7(水) 藤本毅郎 余西吉巳 吉田清治

小田秀敏 大塚亜希 岩本忠司

原口義弘

2/13(火) 岩川由美子 岩田浩一 佐野典子

澁谷三男 皆平弘一 中村佳子

土屋 胖穂

2. 日本橋税務署署長講演会の件

大矢総務部長より、11月17日（金）の講演会の参加依頼がされた。

3. 忘年会（12/11（月））、新年賀詞交歓会（平成19年1月22日（月））の件

大矢総務部長より、忘年会を12月11日（月）の幹事会終了後午後5時から支部会議室で行い、新年賀詞交歓会を1月22日（月）明治座センターホールで会費を6千円から5千円に値下げして行う事で承認。

4. 日本橋税務研究会について

河原支部長より、日本橋税務署と日本橋税務研究会（仮称）を開催する事を承認。

5. その他

中島副支部長より、電子申告支部キャンペーン本部役員別紙5名選任で承認。

Ⅲ. 報告事項

1. 第一ブロック支部長・署長会議（10/19）の件

河原支部長より、自己紹介等を中心に無事終了した事の報告。

2. 署との第29回定例連絡協議会・常会（10/20）の件

河原支部長より、税務研究会開催の提案が常会でされたことを中心に無事終了した事の報告。

3. 確定申告無料相談連絡協議会（10/30）の件

中沢幹事より、例年通りに確認事項を中心に無事終了した事の報告

4. 中央都税事務所との税務懇談会（11/6）の件

河原支部長より、日本橋支部から11名参加で無事終了した事の報告

5. 署との綱紀監察連絡協議会（11/7）の件

星野綱紀監察部長より、日本橋支部より3名参加で無事終了した事の報告。

6. 税を考える週間無料相談等（11/10、13）の件

中沢幹事より、日本橋プラザ及び日本橋三越での無料相談会についての報告。

7. その他 特になし。

Ⅳ. 各部報告

① 総務部 特になし。

② 研修部 岡田研修部長より、研修会の実施及び今後の予定が報告された。

③ 広報部 福本広報部長より、「東京会48だより」の原稿について報告がされた。

④ 厚生部 栗原厚生部長より、各部の近況報告及び今後の予定が報告された。

⑤ 組織部 牛田幹事より、緊急連絡網についての報告がされた。

⑥ 経理部 若狭経理部長より、11月20日の中間監査について報告がされた。

⑦ 綱紀監察部 特になし。

⑧ 税務支援対策部浅井税務対策支援部長より、相談員の報酬の相違について報告がされた。

V. 理事会報告

浅見理事より平成18年11月10日（金）開催の第7回理事会報告

報告事項10件

Ⅵ. 委員会報告

① 法対策委員会 特になし。

② 情報システム委員会 特になし。

平成18年12月 支部幹事会報告

議長：中島副支部長

I. 開催要領

1. 日 時 平成18年12月11日（月）

☆執行部会 15:30～16:00

☆幹事会 16:00～17:30

2. 場 所 支部事務局会議室

Ⅱ. 審議事項

1. 新年賀詞交歓会（平成19年1月22日（月））の件
大矢総務部長より、司会大矢総務部長、開会の辞吉村副支部長、乾杯神作顧問、福引大会厚生部の担当で承認。

2. 日本橋税務署への新年挨拶の件

平成19年1月9日（火）午前10:00分

大矢総務部長より、河原支部長、池上副支部長、吉村副支部長、浅野副支部長、中島副支部長、大矢総務部長、浅見理事、宮川理事、藤山理事、木下理事出席で承認。

3. 税理士記念日税の無料相談担当者選任の件

大矢総務部長より、下記の担当者選任で承認。

閉庁日応援 2月18日 大矢総務部長

25日 中島副支部長

税理士記念日

三越 午前 ※中島、福本、浅井、高橋、青木

午後 ※岡田、小早志、秋元、佐々木、

浅見、※印はチーフ先生（敬称略）

4. 平成18年分確定申告期の無料相談、支部間応援等の件（確定申告慰労会会場について、）

大矢総務部長より、支部確定申告無料相談の責任者及び連絡責任者下記の担当者選任で承認。

- 2/28 (水) 大矢勝昭、結城昌史、坂下弘子、
荒木慶幸、伊藤 孝
- 3/1 (木) 岡田 昇、渡辺春樹、山崎 健、
中村佳子、稲野辺敬義、土屋胖穂
- 3/2 (金) 福本光男、内田 孝、財津良子、
佐々木則司、桑原盛一、原口義弘
- 3/5 (月) 栗原 勝、皆平弘一、徳舛 仁、
岩本忠司、岩川由美子、岩田浩一
- 3/6 (火) 田村愼太郎、桜井正道、村田 裕、
浅野雅史、蟻坂欣一、佐野典子
- 3/7 (水) 若狭茂雄、辰巳英城、二瓶正之、
木下純一、澁谷三男、皆平弘一
- 3/8 (木) 星野光一郎、新沼勝三郎、
高山秀三、永江憲一、板橋則雄、
萩原純子
- 3/9 (金) 浅井光政、赤坂光則、岡田 進、
若狭茂雄、岩川由美子、佐野典子
- 連絡責任者
中沢 勇、福岡敏郎、大澤昭人、
山科裕紀、佐々木則司、井上眞一、
恒岡 満勝、田中啓資、青木久直
- 大矢総務部長より、支部間応援担当者については、下記の担当者で承認。

蒲田

- 2/26 (月) 若狭茂雄、財津良子
- 3/ 6 (火) 渡辺春樹
- 3/ 7 (水) 井上健治
- 青梅
- 2/19 (月) 福岡敏郎、二瓶正之
佐藤嘉光、岩川由美子
- 2/22 (木) 佐藤嘉光、仲市誠治
大矢勝昭、高山秀三
- 2/23 (金) 結城昌史、村田 裕
浅野雅史、新沼勝三郎
- 2/28 (水) 木下純一、知久勝尚

大矢総務部長より、確定申告慰労会 3月16日
午後6時から 幹事会 3月22日で承認。

中沢幹事より、前年と同様の確定申告無料相談に関する新聞広告を行う事で承認。

5. 八団体合同賀詞交歓会の件

平成19年1月29日 (月) 午後4時30分より

大矢総務部長より、支部で差額5千円を負担し

上記日程で行う事で承認。

6. 役員忘年会役割分担

司会：総務部長

支部長挨拶

乾杯

閉会の挨拶

大矢総務部長より、乾杯については出席者を
確認してから、閉会の挨拶については吉村副支
部長で承認。

7. 第1ブロック支部当番の件

河原支部長より、第一ブロック歴代税務署長
と支部長、前支部長夏合宿については厚生部担
当、第一ブロック連絡協議会については総務部
担当、第一ブロック統一研修会については研修
部担当で承認。

8. 事務局年末年始の件

大矢総務部長より、12月29日から1月4日まで
休みで承認。

9. 事務局のPCダブルモニター化の件

吉村副支部長より、モニター2台を総務費購入
で承認。

10. 新入会員の会費納入方法を自動振替に一本化する件

若狭経理部長より、一本化する方向で承認。

11. 署と支部との税務研究会開催の件

河原支部長より、支部主催で行う方向で承認。

12. その他

岡田研修部長より、4月11日の常会後研修会を
行う事で承認。

Ⅲ. 報告事項

1. 納税表彰式 (11/15) の件

河原支部長より、無事終了の報告。

2. 局、署長と支部長との税務連絡協議会 (11/20) の件

河原支部長より、確定申告及び電子申告等
について協議した事の報告。

3. 日本橋青色申告会との二者協定締結 (11/30) の件

大矢総務部長より、別紙協定書及び覚書の締
結についての報告。

4. 電子申告推進全支部合同会議 (12/1) の件

秋元幹事より、各支部2名参加で行われた事の
報告。

5. 綱紀監察合同会議 (12/6) の件

星野綱紀監察部長より、ニセ税理士問題等について協議した事の報告。

6. その他 特になし。

IV. 各部報告

- ① 総務部 特になし。
- ② 研修部 岡田研修部長より、12月6日の研修会の報告及び1月19日の電子申告等の研修会予定について報告。
- ③ 広報部 福本広報部長より、次号の広報の締切りが1月9日である事の報告。
- ④ 厚生部 栗原厚生部長より、各部の活動報告。
- ⑤ 組織部 特になし。
- ⑥ 経理部 特になし。
- ⑦ 綱紀監察部 星野綱紀監察部長より、2月1日から2日の証票点検について報告。
- ⑧ 税務支援対策部 特になし。

V. 理事会報告

宮川理事より、平成18年12月8日開催第8回理事会について報告

承認事項 4件

報告事項 5件

日本橋税務署との拡大定例連絡会

日 時 9月27日（水）午前10時30分～12時

場 所 日本橋税務署6F会議室

税務署第一統括官以上と支部幹事会構成メンバーとの合同意見交換会が行われた。

署からの連絡事項

○管理部門

振替納税の拡大について

○個人部門

平成19年分新規課税事業者の届出書等提出依頼について

○資料情報部門

法定調書の提出に当たってCD/DVD等紙から光ディスクへの移行のお願い。

○資産課税部門

法人税法、会社法の改正に伴う「財産評価基本通達」の改正について。

○法人課税部門

「税理士法30条及び33条の2」による、書面の添付場所及び提出の表示について。

国税通則22条（郵送等に係る納税申告書の提出期限について

○源泉所得税部門

源泉所得税の未納照会の回答について

○総務課

e-taxの利用状況及び「オンライン利用促進に向けた取組」について

税理士会からの連絡事項

各部長から部活等についての説明。

日本橋税務署と第29回定例連絡協議会

日 時 10月20日（金）午前10時30分～12時

場 所 日本橋税務署6F会議室

税務署第一統括官以上と支部会員との意見交換が行われた。

署からの連絡事項

○管理部門

振替納税の拡大について

○個人部門

平成19年分新規課税事業者の届出書等提出依頼について

○法人課税部門

「税理士法30条及び33条の2」による、書面の添付場所及び提出の表示について。

○総務課

e-taxの利用状況及び「オンライン利用促進に向けた取組」について

税理士会からの連絡事項

各部長から部活等についての説明。

支部常会

日 時 10月20日（金）午後1時～2時

場 所 日本橋税務署6F会議室

支部長挨拶

支部の最近の状況説明

各部・各委員・本部理事より近況報告

[研修部]

《研修会報告》

1. 改正法人税法における役員給与規定の実務

日 時：平成18年10月4日（水）

午後1時30分～4時30分

講 師：日本橋支部会員 小池 正明氏

会 場：中央区役所会議室

参加者：134名

2. 法人税、源泉所得税、所得税法、資産税の改正点

日 時：平成18年10月20日（金）

午後2時00分～5時00分

講 師：日本橋税務署担当官

会 場：日本橋税務署会議室

参加者：147名

3. 年末調整

日 時：平成18年11月1日（水）

午後1時00分～4時00分

講 師：日本橋税務署担当官

会 場：東実健保会館

参加者：192名

4. 会社法の施行と株式評価のゆくえ

日 時：平成18年11月2日（木）

午後1時30分～4時00分

講 師：江東西支部会員 岩下 忠吾氏

会 場：財）日本教育会館一ツ橋ホール3階

参加者：90名

5. これから始める電子申告

日 時：平成18年11月13日（月）

午後2時30分～5時00分

講 師：情報システム委員会

会 場：支部会議室

参加者：53名

6. 退職年金制度と企業会計

日 時：平成18年12月6日（水）

午後2時00分～4時00分

講 師：年金コンサルタント 五十嵐 武昭氏

会 場：支部会議室

参加者：25名

《今後の予定》

1. 平成18年所得税・贈与税確定申告の解説

日 時：平成19年2月6日（火）

午後1時00分～4時00分

講 師：日本橋税務署担当官

会 場：東実健保会館

2. 個人の不動産取得と税務上の盲点20事例

日 時：平成19年2月8日（木）

午後1時30分～4時30分

講 師：上野支部会員 木村 金蔵氏

会 場：日本橋社会教育会館

3. 新会社法に関する登記関係（未定）

日 時：平成19年4月11日（木）

午後1時30分～（予定）

講 師：司法書士を予定しています

会 場：東実健保会館

[厚生部]

＜野球部＞

平成18年9月からの活動状況についてご報告いたします。

I 第102回支部対抗野球大会

9月1日（金）第1回戦 武蔵府中支部

	1	2	3	4			計
武蔵府中	0	0	3	2			5
日 本 橋	2	5	2	×			9

1回裏2アウト2、3塁のチャンスから大澤選手のライト前ヒットで2点を先取しました。2回はヒットで出塁した深谷選手、坂下選手が井上の2塁打で還り2点、引地選手のライトへの犠牲フライで1点、更に渡辺選手のレフトオーバーのホームランで2点、3回も2アウト2,3塁から櫻井選手がセンター前ヒットで2点と効率よく得点しました。先発ピッチャー渡辺選手は完全なピッチングで前半を抑えましたが、3回はフォアボールで出したランナーをホームランで還されましたが9対5で勝利しました。

9月8日（金）第2回戦 練馬東支部

	1	2	3	4			計
練 馬 東	0	1	1	1			3
日 本 橋	0	2	2	3			7

2回裏赤根選手のレフトへの犠牲フライで1点、内野安打で出塁した深谷選手は盗塁と敵失で1点を取りました。3回も大澤選手のレフト犠牲フライで1点、更にフォアボールで出塁した渡辺選手は盗塁と敵失で還り、この回ノーヒットで2点を取りました。4回はヒットで出塁した塩谷選手は3塁に進み牽制ミスで1点、引地選手がレフト、小田選手がセンターへと連続ヒットで2点を取りました。先発ピッチャー塩谷選手はエラーによる失点はありましたが、安定したピッチングで7対3で勝利しました。

9月22日（金）第3回戦 蒲田支部

	1	2	3	4			計
蒲 田	1	0	4	0			5
日 本 橋	6	2	8	×			16

1回裏渡辺選手の犠牲フライ、赤根選手のライト前ヒット、坂下選手の内野安打、櫻井選手のライトオーバー2塁打など打者11人で6点を取りました。2回も2点、3回も渡辺選手の2塁打、塩谷選手、今井選手のヒット、櫻井選手、引地選手の連続2塁打が出て打者12人で8点を取り16対5の大差で勝利し

ました。

9月22日（金）第4回戦 渋谷支部

	1	2	3	4	5	6	計
日本橋	0	0	0	0	0	0	0
渋谷	2	0	0	0	1	×	3

1回裏エラーで2点を先制されてしまいましたが、先発ピッチャー渡辺選手は素晴らしい投球内容でした。日本橋支部はフォアボールでランナーは出るもののタイムリーヒットを打つことができず、守備力の安定した渋谷支部に0対3の完封負けを喫しました。一昨年初、昨年初に続いてベスト8までしか勝ち進むことはできませんでしたが、昨年までより格段にチーム力は上がっているの2007年は期待できると思います。日本橋に勝利した渋谷支部はその後準決勝、決勝と勝ち進み優勝しました。

II 第1ブロックリーグ

10月12日（木）5回戦

	1	2	3	4	5		計
神田	4	1	2	0	0		7
日本橋	0	3	3	1	0		7

初回強打の神田支部の4、5番バッターに連打され4失点されましたが、2回に大澤選手、今井選手、掛川選手の3連続ヒットで3点を返しました。3回も1アウト1、2塁から今井選手のホームランで3点を返して1点差まで追いつきました。4回渡辺選手のホームランで同点にして、5回裏エラーで出たランナーを今井選手がセカンドへ送り、サヨナラのチャンスを作りましたがあと1本が出ず7対7の引き分けに終わりました。

11月13日（月）2回戦

	1	2	3	4	5	6	計
芝	0	0	0	1	0	2	3
日本橋	0	0	0	3	0	0	3

当初6月頃に予定されていた試合でしたが、天候不順と球場確保の問題で11月にずれ込んでしまいました。先発ピッチャー塩谷選手は3回まで打者9人で完全に抑えましたが、日本橋も相手投手を打てず稀に見る投手戦になりました。4回フォアボールで出た小田選手が盗塁と内野ゴロで還り、さらに内野安打の塩谷選手とフォアボールの若狭選手が敵失で還り3点を取りました。6回エラーとフォアボールのランナーをヒットで還され3対3の引き分けにされてしまいました。

III 第1ブロック納会

11月14日（火）納会が開催された

第1ブロックの全5試合を終了し、日本橋支部は2勝1敗2分けで麻布、麴町に次いで第3位になり昨年の5位からアップすることができました。麴町支部に逆転負けをしてスタートしましたが麻布、京橋に2試合続けてサヨナラ勝ち、神田、芝に引き分けと、すべて1点差以内の接戦で記憶に残るシーズンでした。

IV 日本橋支部野球部納会

12月3、4日（日、月）

厚木飯山温泉元湯旅館において野球部納会を行い、今年の反省と慰労そして新年のさらなる躍進を誓いました。その場で新役員は下記のように全会一致で承認されました。

監督：山科裕紀（留任）、主将：櫻井和儀（新任）、マネージャー：大澤昭人（新任）、会計：渡辺英樹（新任）

翌日は中津川カントリークラブでゴルフコンペを行いました。野球の上手い人はゴルフも上手で優勝は渡辺選手、2位赤根選手、3位岩本選手でした。

2007年も応援をお願いいたします。来るシーズンに備えて自主トレもおこなっているようです。何としてもベスト8の壁を突破して優勝を目指したいと思います。

（キャプテン 井上眞一 記）

<ゴルフ部>

平成18年秋のT.N.G会の成績をお知らせ致します。

第257回T.N.G会は、10月19日、大利根カントリークラブにて、参加人数17名で開催されました。成績は、下記の通りです。

プレー後のパーティで、今回2位になられた伊藤文夫会員より、事務所を中野に移転する為、日本橋ゴルフ部T.N.G会は今回が最後になるとのご挨拶がありました。伊藤会員はT.N.G会に毎回出席して頂きましたので非常に残念です。

第258回T.N.G会は、11月17日、佐倉カントリー倶楽部にて、参加人数22名での開催となりました。佐倉カントリーは京成佐倉駅から徒歩7～8分とアクセスが良く、開催のお知らせ直後に定員以上の応募があり、1組増やしたところ、その後にキャンセルが相次いだものの、最終的には増やした6組で

開催することが出来ました。成績は、以下の通りです。

回	順位	氏名	グロス	ハンディ	ネット
257	優勝	神作 亨	99	30	69
	2位	伊藤 文夫	106	35	71
	3位	山科 裕紀	93	20	73
	B.B	栗原 勝	122	30	92
	ベスグロ	鳴海 悠祐	アウト46、イン39、グロス85		
258	優勝	鈴木 毅	97	27	70
	2位	土屋 俊康	98	25	73
	3位	岩本 忠司	91	17	74
	B.B	秋元 玲子	128	40	88
	ベスグロ	徳田 益和	アウト39、イン42、グロス81		

本年も出来るだけ多くの先生方に参加して頂けるように、名門コース、日本橋支部から近いコース、休日の開催などを企画していきます。しかし、ここ2、3年参加人数が減り、担当厚生部としては参加人数が20人に満たない場合は中止するか、開催回数を減らして参加者が多数集まる時に開催するなども考えていかなければならないと思っております。

本年も宜しくお願い致します。

〈テニス部〉

昨年10月11日（水）『東京税理士会支部対抗テニス大会』が東京都立有明テニスの森庭球場で開催された。日本橋支部からは、岩川由美子、大塚亜希、青木久直、佐々木則司、松下敏雄、中島美和の6名が参加した。この大会は男子W2組、混合W1組が一度に対戦し、2勝したチームが勝ち上がるトーナメント方式で行われる。日本橋は女性が2名のため女子Wが混合W扱いで出場し健闘した結果、コンソレーション（敗者復活戦）準優勝という成績だった。

11月2日（木）には同会場『東京税理士会秋期テニス大会』が行われた。岩川由美子・佐々木則司、大塚亜希・丹羽正裕、高橋美津子・青木久直の3組6名がそれぞれ混合Wの部に参加した。この大会は、予選で4チームが総当たりリーグ戦を行い1～4位を決め、1位、2位・・・それぞれがトーナメントを行う。2位グループ決勝は大塚・丹羽組対岩川・佐々木組の対戦となり岩川組が優勝、大塚組が準優勝という結果となった。

テニス部は、月1回を目標にプロのコーチをお願いして、個々のレベルに合わせた練習を行っています。勿論心地よい汗を流した後は、コーチも一緒に、美味しいお酒と楽しいお話も堪能してい

ますので、参加ご希望の方は、支部事務局へお問い合わせください。

〈テニス部・中島美和〉

〈囲碁部〉

支部の秋季囲碁大会は、12名の参加を得て、10月13日に支部会議室で開かれました。今日こそは優勝しようと肩に力を入れ、ハッシと石を打ち下す真剣な眼差し、四時間にわたって熱戦が繰り広げられました。結果は、次のとおりです

A組				B組	
優勝	榊 那弘	四段	岡田 進	初段	
準優勝	大久保速雄	四段	余西 吉巳	二段	
1位	坂元 左	六段	原口 義弘	二段	

12月14日には、日本棋院の小林健二四段(お父さんは京都支部税理士)による三面打の指導碁を行いました。なにしろ現役のプロですので、10回対局して会員討ち死、まだまだ、精神がたらないようです。

平成19年3月以後の日程は、支部春季大会3月29日は、月例会は4月13日(プロ指導)、5月13日、6月27日です。各位の参加をお待ちしています。(坂元)

〈歌舞音曲部〉

歌舞音曲部といっても現実に活躍しているのはカラオケ部ですが、毎年10月に発表会を催し、二十回を超えるに至って大分その存在が認められるようになり、徐々に新入部員も増え、部員数も六十名を超える部となりました。第二十一回カラオケ発表会はゲストとして若者の六人バンドと新鮮な女性ヴォーカリストに加えてASAHIクラブ(当部専用のカラオケ集金所)所在の町会長も参加していただき盛合裏に催すことが出来ました。これも支部会員皆様の絶大なる御支援のお蔭と厚く御礼申し上げます。

今年も来る10月13日(土)同じく東税健保会議で開催することになりましたので引き続き御協力の程をお願い申し上げます。

尚毎月第2火曜日にASAHIクラブで月例会を行っていますので部員外の方でも結構ですので御気軽に御参加下さい。

(中島重敏)

〈ボーリング部〉

平成18年11月22日、東京ドームボーリングセンターに於いて恒例のボーリング大会を行いました。参加者は29名、成績は下記の通りです。

団体戦

- 優 勝 河原・木下・大澤チーム
 2 位 岡本事務所チーム
 3 位 人形町合同チーム
 BB 賞 中島事務所チーム

会員の部

- 優 勝 岡本 昭夫
 2 位 河原 邦文
 3 位 清水 満昭
 BB 賞 中島 重敏

職員の部

- 優 勝 神田 直
 2 位 吉野 元信
 3 位 川上 久明
 BB 賞 中島 正嗣

女性の部

- 優 勝 古屋 明代
 2 位 神田 道子
 3 位 佐々木君枝
 BB 賞 柏木 尚美

ハイゲーム賞

岡本昭夫

(敬称略)

尚、ボーリングの後、東京ドームの下にある店でしゃぶしゃぶの食べ放題・飲み放題の懇親会に参加者全員で行いました。

[組織部]

- 大勢の新入会員を迎えましたので、日本橋支部緊急連絡網の改訂を行い(平成18年10月15日現在)会員に配布しました。
- 今後については防災対策の組織整備の一環として、防災マニュアルに基づき会員に気をつけることを周知してもらうための方策を検討します。

[経理部]

日本橋支部としての経理運営は順調に推移しております。平成18年11月20日に、中間監査を松下監事、青木監事に受けました。公益会計基準による財産目録等報告形式は現在支部で使用しているパラフル会計ソフトを利用しながら他支部や東京会と意見交換しながら、完成に導きたいと考えております。

[綱紀監察部]

以下の会議が開催されました。

1. 支部と署の綱紀監察連絡協議会

と き 平成18年11月7日

ところ 支部事務局

出席者 日本橋税務署より古嶋総務課長、日向課長補佐、芝税務署より石川税理士専門官、支部より星野、蟻坂、小出。

議 題 (1) にせ税理士等の実態、税理士専門官による実施状況

- ① 税理士の非行 55件
 うち12件が懲戒処分、39件が注意、4件は非なし。

懲戒処分のうち8件は脱税相談等、4件は自己脱税。

- ② ニセ税理士 64件
 うち7件を告発、53件は注意、4件は非なし。

対象者は、他の士業者、現、元の事務所職員、コンサルタント、記帳代行業者等による。

(2) 予防対策等

- ① 税務調査が効果的(調査には税理士本人の立会を望む)
 ② 税理士証票、バッチの所持、申告書への自署押印。

(3) その他

- ① 税務署員に税理士法の研修を行っている。
 ② 各税理士が職員に対して税理士法を周知させる様に。
 ③ 事務所実態確認⇒非行等の予防ですのでご協力宜しくお願い致します。
 ④ 税理士が長期療養等の場合⇒是正を指導する場合もある。
 ⑤事務所所員が自宅のパソコンで顧問先の申告書をプリントアウトし税理士が自署押印した場合⇒使用人等の非税理士行為の黙認にあたり使用人等に対する監督義務違反となる。

2. 東京税理士会綱紀監察合同会議

と き 平成18年12月6日

ところ フィオーレ東京

出席者 会長、本部役員、全支部の支部長と担当者及び東京国税局より税理士監理官、総務課長補佐、税理士専門官他、全税務署の総務課長補佐の出席による。

議 題 (1) 綱紀部からの報告

(2) 業務侵害監察部からの報告

(3) 東京国税局の方針

(4) 税務署からの報告

(5) 支部からの提言

金子会長、小林専務理事、山口税理士監理官の挨拶及び各部報告に続き、山元東京国税局総務課長補佐より国税局の方針として悪質なニセ税理士行為を厳しく取り締まると共に、局、署において税理士法に関する職場研修を実施していること、確定申告時期には「にせ税理士防止月間」の設置、納税者への広報、税務署窓口での身分確認、税理士会との積極的な情報交換を行っている旨の報告があった。

税務署からの報告として、税理士専門官から名義貸し、ニセ税理士行為等4件について具体的な説明、報告があった。

*税理士証票、バッジの所持確認について

1. 日 時 平成19年2月1日(木)・2日(金)

午前10時～午後4時

2. 場 所 日本橋支部事務局

3. 持参する物

①税理士証票

②会員章「バッジ」 略章は不可

③税理士証票等確認票〔税理士会員はピンクの用紙〕〔法人会員はグリーンの用紙〕

(各自必要箇所を記入の上ご持参願います)

上記のとおり支部において確認を実施致しますのでご本人がご来場くださるようお願い致します。

【税務支援対策部】

日本橋税務署、日本橋法人会、商工会議所等からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。

担当の先生方にはご支援、ご協力をいただきましてありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成18年実施日	会 場	担当税理士
10月 4日(水)	法人会事務局	青木 久直
10月11日(水)	〃	岩本 忠司
10月18日(水)	〃	坂下 弘子
10月25日(水)	〃	遠藤 忠
11月 1日(水)	〃	後久 亮
11月 8日(水)	〃	猪股 正明
11月15日(水)	〃	佐野 典子
11月22日(水)	〃	皆平 弘一
11月29日(水)	〃	皆平 弘一
12月 6日(水)	〃	浅野 雅史
12月13日(水)	〃	高山 秀三

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

平成18年実施日	会 場	担当税理士
10月10日(火)	中小企業センター	桜井 利一
10月31日(火)	〃	村田 裕
11月24日(金)	〃	浅野 雅史
12月15日(金)	〃	佐野 典子

ちょっとひとこと

「大間違いの日本語」正しいのはどれでしょう

- | | | | |
|-----------------|--------|----------|----------|
| 1. 風邪で熱に | ①うかされる | ②うなされる | ③みまわれる |
| 2. まだかまだかと手を、、、 | ①こまぬく | ②こまなく | ③こまねく |
| 3. 運動会は彼の、、、になっ | ①どくだん | ②どくだんじょう | ③どくせんじょう |
| 4. 暇に、、、せて遊びまくる | ①まかせて | ②さかせて | ③あかせて |
| 5. 君の受け答えは的を、、、 | ①えている | ②いている | ③あてている |

「日本語検定試験より」(回答は37ページ)

《暮らしと事業のよろず相談》

○東京の10士業団体による相談会

平成18年実施日	会 場	担当税理士
10月7日(土)	弁護士会館	高橋美津子

《消費税個別相談会》

○商工会議所中央支部からの依頼分

平成18年実施日	会 場	担当税理士
11月1日(水)	晴海トリトンスクエア	皆平 弘一

《青色決算説明会・消費税説明会》

○日本橋税務署からの依頼分

平成18年実施日	会 場	担当税理士
12月11日(月)	日本橋税務署6F	若狭 茂雄
12月12日(火)	〃	〃

《年末調整業務アドバイザー》

○マンパワージャパンからの依頼分

平成18年実施日	会 場	担当税理士
11月27日(月)	第二江戸橋ビル	岩川由美子
～29日(水)	〃	坂下 弘子
11月30日(木)	第二江戸橋ビル	岩川由美子
12月4日(月)	〃	〃
12月5日(火)	〃	岩川由美子
～6日(水)	〃	坂下 弘子

(敬称略)

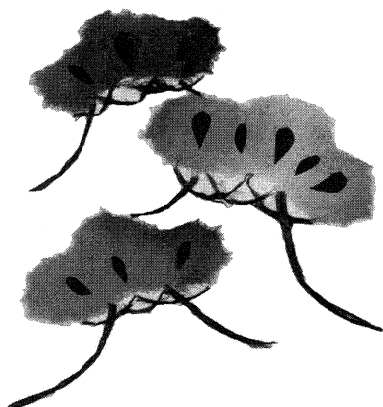
[法対策委員会]

- (1) 平成18年9月11日、法対策委員会を開催し、本部より依頼のあった「支部法対等における課題検討について」回答のあった意見等を検討し、整理した。
- (2) 9月20日、上記の任意課題「平成20年度税制改正及び税務行政に関する意見」を本部に提出した。
- (3) 9月29日、上記の統一課題「消費税の見直しについて」任意課題「補助税理士について」を本部に提出した。

[情報システム委員会報告]

東京税理士会では「電子申告推進全支部統一キャンペーン」を実施しています。日本橋支部におきましても、会員の電子申告への対応に資するため、研修部と協力して、昨年11月13日(月)日本橋支部会議室において、日税連が発行する電子認証カードの取得から電子申告・納税等開始届出書の提出までの手続き及び要領等について、実際にパソコンを動かしながらの研修会を行いました。また、新年1月19日(金)同所において、国税電子申告・納税システム利用者用ソフトウェアのインストール、電子申告・納税等に係る利用者識別番号の変更登録、消費税中間申告及び源泉所得税の申告方法等について研修会を行いました。どちらも会員皆様の関心の高さを反映し、盛況に行われました。

税理士の電子認証のみでの申告が可能になり、電子申告・納税への対応が必要になった今後、さらに研修を充実していく予定ですので、奮ってご出席ください。



中央都税事務所からのお知らせ

4月から固定資産税にかかる土地・家屋の価格等がご覧になれます(23区内)

＜期 間＞ 4月2日（月）から7月2日（月）〔土・日・休日を除く〕

＜時 間＞ 午前9時から午後5時

＜場 所＞ 土地・家屋が所在する区の都税事務所

○縦覧できる方

当該区内に土地・家屋を所有する納税者の方

○縦覧できる内容

当該区内で課税されている土地・家屋の価格等（縦覧帳簿）

※納税者ご本人であることが確認できるものをお持ちください（運転免許証や健康保険証など）。なお、代理人の方が申請する場合には、本人であることが確認できるものに加えて、納税者本人が署名し、押印（認印も可）した委任状等が必要になります。

【お問い合わせ先 23区内の都税事務所】



【問い合わせ先】主税局総務部総務課相談広報係 電話 03-5388-2924

中央都税事務所総務課相談広報担当 電話 03-3553-2151

— 個人事業主の方へ —

事業所税の申告納付期限は3月15日です

平成18年12月末日現在、次の要件に該当する方は、申告納付が必要です。

区 分	要 件	申告納付期限
資 産 割	東京23区内の事業所等の合計床面積が1,000㎡を超える場合	3月15日(木)
従業者割	東京23区内の合計従業者数が100人を超える場合	

※このほか、次の場合に該当する方は申告が必要で0す。

■ 前年に納税義務があった場合

■ 事業所等の合計床面積が800㎡を超える場合又は合計従業者数が80人を超える場合

【お問い合わせ先】23区内における主たる事業所等の所在地を所管する都税事務所

— 個人事業主の方へ —

個人事業税の申告期限は3月15日です

申告が必要な方	前年に事業主控除額を超える事業所得などのある個人事業者（なお、所得税の確定申告書や住民税の申告書を提出した方は、改めて申告する必要はありません）
申 告 期 限	3月15日（木）
申 告 先	管轄の都税事務所



支部会員異動のお知らせ

平成18年 8月16日～
平成18年12月31日

〈入会〉

8月17日	吉田 清治	〒103-0027 日本橋3-6-10 くりはらビル6階 電話 6214-3335	8月24日	原口 義弘	〒103-0002 日本橋馬喰町2-5-11 北星ビル2階 電話 3660-0600
8月24日	秋元 猛	〒103-0012 日本橋堀留町2-3-4 堀留寿ビル3階301号 電話 5641-1341	8月24日	半田 美幸	〒103-0026 日本橋兜町1-10 日証館ビル5階 電話 3664-8053
8月24日	伊藤 哲男	〒103-0016 日本橋小網町2-1 806号室 電話 5641-2554	8月24日	山口 善久	〒103-0015 日本橋箱崎町29-1 日本橋アビタシオン302号 電話 3667-7321
8月24日	釜塚 慶秀	〒103-0002 日本橋馬喰町2-4-6 アネックス日本橋ビル201号 電話 5641-7311	8月24日	余西 吉巳	〒103-0001 日本橋小伝馬町7-13 ストリアビル3階 電話 3249-1108
8月24日	桑原 盛一	〒103-0001 日本橋小伝馬町16-5 新日本橋長岡ビル10階C 電話 3249-7151	9月26日	板谷 直	〒103-0007 日本橋浜町1-11-3-301 電話 6904-2378
8月24日	小池 政幸	〒103-0013 日本橋人形町2-6-1 柴川ビル 電話 3249-5858	9月26日	鈴木 幸信	〒103-0006 日本橋富沢町10-10 日本橋インテリジェントフラッツ5階 電話 5649-8462
8月24日	澁谷 三男	〒103-0012 日本橋堀留町2-3-4 堀留寿ビル301号 電話 5641-1351	9月26日	竹沢 文子	〒103-0027 日本橋1-4-1 日本橋1丁目ビルディング16階 税理士法人平成会計社 電話 3231-1991
8月24日	瀬川 福美	〒103-0006 日本橋富沢町10-10 日本橋インテリジェントフラッツ5階 電話 3249-0178	9月26日	内藤 譲	〒103-0023 日本橋本町3-8-5 三共産業日本橋本町ビル8階 電話 3249-3701
8月24日	千葉 雄二	〒103-0024 日本橋小舟町4-5 SK小舟町ビル4階 電話 3660-6610	10月16日	加藤 夏芽	〒103-0027 日本橋1-4-1 日本橋1丁目ビルディング16階 税理士法人平成会計社 電話 3231-1858
8月24日	土屋 胖穂	〒103-0007 日本橋浜町1-5-2 浜町エビスビル2階 電話 5243-3150	10月16日	島本 麗子	同 上
8月24日	永江 憲一	〒103-0001			

11月27日 横井由起子	〒103-0013 日本橋人形町2-26-8 サンマルコビル10階 電話3662-7701	12月22日 高田 公子	〒103-0011 日本橋大伝馬町12-17-204 電話 6382-5205
12月19日 戸倉 雄治	〒103-0007 日本橋浜町2-15-5 三和税理士法人 電話 5695-1821	〈法人入会〉 9月7日 税理士法人	ももたろう日本橋事務所 〒103-0015 日本橋箱崎町33-4-505 電話 6231-8656
12月20日 大竹 義紀	〒103-0027 日本橋1-4-1 日本橋1丁目ビルディング16階 税理士法人平成会計社 電話 3231-1858	10月3日 税理士法人	みかさ 〒103-0027 日本橋3-5-12 ニュー八重洲ビル5階 電話 6202-1238
12月20日 春日 正雄	同上	12月19日 三和税理士法人	〒103-0007 日本橋浜町2-15-5 電話 5695-1821
12月20日 古賀 浩一	〒103-0024 日本橋小舟町4-1 伊場仙ビル6階 北濱郁男税理士事務所		

ここが旨い

フカヒレ釜めしの店「チネーゼ.アキヤマ」

「チネーゼ」イタリア料理と思われるかもしれませんが。お店もイタリアン店のような外観？でもチネーゼはイタリア語で中国のこと。なんといってもこのお店は格安でフカヒレ料理が味わえること！！お洒落な大人のお店といったところでしょうか。フカヒレ料理のほかにもオーソドックスな中国料理も大変美味です。美味しいお酒とお料理を楽しんだ後にフカヒレ釜めしやフカヒレラーメンでしめる。そんな楽しみ方はいかがでしょうか？

コース 3,300円～。フカヒレ釜めし 1,200円
フカヒレラーメン 980円
フカヒレ焼きそば 980円
日本橋蛸殻町1-32-4 TEL 5614-6030
ランチ 11:30～14:30 デイナー 17:00～22:30
土曜 17:00～21:30 祭日 17:00～21:30
日曜 定休 (福本光男提供)

「ビストロ 周」 堀留店

隠れ家的なイタリアンのお店。お店は小さいけれどお料理、ワインは充実しています。

オープンキッチンで、カウンターからは若いコックさん達の真剣な眼差しと軽やかな手さばきを垣間見ることができます。お料理のお味も申し分なし！若い女性客に大人気です。

女性同士でワインを片手に語り合う姿が似合う、そんなお店です。もちろんパーティも可能、行かれる方は予約したほうが無難です。

コース 3,000円～。アンチョビポテト 730円
木の子と卵のクリーム煮 780円
手長エビのリングイネ 1,500円
パスタ、ピザ各種 950円～。

季節ごとに変わるムースもお薦め。

堀留町店 日本橋堀留町1-6-9

海老原ビルB1 TEL 3664-4439

小網町店 日本橋小網町13-8

安田小網町ビル1F TEL 3661-7331

ランチ 11:00～14:30 デイナー 17:00～23:00

日曜、祭日 定休

(福本光男提供)

〈転入〉

8月23日	田村 信勝	〒103-0028 八重洲1-4-21 共同ビル 藤間秋男税理士事務所 電話 5201-6555	11月15日	中村 桂	同上
8月23日	吉田 邦彦	〒103-0025 日本橋茅場町2-17-5 茅場町リバーサイドビル203 電話 5640-8982	11月15日	長谷川裕二	同上
9月1日	平山健治郎	〒103-0004 東日本橋3-7-7 グランドメゾン東日本橋1408 電話 3808-1320	11月15日	原 達矢	同上
9月15日	中山かつお	〒103-0001 日本橋小伝馬町14-5 メローナ日本橋1002号	11月15日	前田 努	同上
9月26日	今井 芳典	〒103-0015 日本橋箱崎町33-4-505 電話 6231-8656	11月15日	水口 喜恵	同上
10月3日	伊藤 修平	〒103-0027 日本橋3-5-12 ニュー八重洲ビル6階 電話 5299-0525	11月15日	井上 和久	〒103-0022 日本橋室町1-7-1 スルガビル7階 電話 6803-6711
10月12日	脇田 文彦	〒103-0015 日本橋箱崎町33-4-505 税理士法人もたらう 日本橋事務所 電話 5643-1255	11月15日	小林 和之	同上 電話 6803-6717
10月17日	吉岡 真志	〒103-0025 日本橋茅場町2-3-6 宗和ビル 電話 3669-8081	11月15日	鈴木 寛	同上 電話 6803-6718
11月15日	秋元 佳樹	〒103-0022 日本橋室町1-7-1 スルガビル7階 電話 6803-6711 蛸澤力税理士事務所	11月15日	長生 秀幸	同上 電話 6803-6716
11月15日	大塚 健司	同上	11月15日	中村 宏	同上 電話 6803-6719
11月15日	小澤 智彦	同上	11月15日	廣渡 嘉秀	〒103-0022 日本橋室町1-7-1 スルガビル7階 電話 6803-6712
11月15日	亀割 正明	同上	11月15日	古田 十	同上 電話 6803-6715
11年15日	蛸澤 力	同上	11月15日	三井亜希子	同上 電話 6803-6711
11月15日	桑田 光章	同上	11月15日	山崎 想夫	同上 電話 6803-6713
11月15日	五味 紀恵	同上	11月15日	和田 博行	同上 電話 6803-6714
11月15日	田所 謙一	同上	11月27日	三ヶ尻忠敬	〒103-0007 日本橋浜町2-34-1
11月15日	田村 雅幸	同上			

「ちょっとひとこと」解答

- 1-① 高熱で意識が朦朧とすると浮き上がるような感覚に陥ることから
- 2-① 「こまねく」は「招く」と混同して使われるようになったらしい
- 3-③ 正しくは「独擅場」擅を壇と書き誤って生まれたのが「独壇場」
- 4-③ 十分に余っているものを使うことから
- 5-② そもそものは「射る」ものであり「得る」ものというのは間違い

12月19日 米井 靖雄
 アクシア日本橋206号
 電話 6849-2256
 〒103-0025
 日本橋茅場町3-3-9
 オーシャン日本橋ビル2階
 電話5649-8372

12月20日 木下 朋子
 〒103-0028
 八重洲1-7-20
 八重洲口会館6階
 税理士法人東京総合会計
 電話 5299-6181

12月28日 前山奈津子
 〒103-0025
 日本橋茅場町3-4-1
 プレミアステージ日本橋茅場町1006号
 電話 5651-5331

〈事務所変更〉

赤根 豊 〒103-0027
 日本橋2-16-13 7階

谷 夫久江 〒103-0027
 日本橋2-15-8 紅葉川ビル
 電話 3281-8943

雨宮 雅夫 〒103-0011
 日本橋大伝馬町2-14
 パールビル5階
 税理士法人 あさひ会計事務所
 電話 5645-2811

大塚 亜希 同上

小田 英敏 同上

大西 倫雄 〒103-0027
 日本橋3-5-12
 ニュー八重洲ビル5階
 税理士法人 みかさ
 電話 6202-1238

安田 幸一 同上

〈法人事務所変更〉

税理士法人 あさひ会計事務所
 〒103-0011
 日本橋大伝馬町2-14
 パールビル5階
 電話 5645-2811

〈事務所名称変更〉

末広 司 三和税理士法人
 竹下三武郎 同上

〈会員氏名変更〉

湯浅 知美→宮内 知美

〈転出〉

草深 文理 杉並支部へ
 有馬 寛之 神田支部へ
 伊藤 聡 〃
 大石 恒雄 練馬西支部へ
 伊原 健人 麹町支部へ
 辻元 健 〃
 平山亜紀子 麹町支部へ
 小野寺育雄 芝支部へ
 谷 義久 神田支部へ
 吉田 増雄 江戸川北支部へ
 伊藤 文夫 中野支部へ
 永井 丈雄 京橋支部へ
 山崎 泰司 麹町支部へ

〈退会〉

中西 琴次 業務廃止
 池上 二郎 業務廃止
 石田 徳士 関東信越会へ
 田澤 徳和 東京地方会へ
 小野寺 豊 業務廃止
 庄司 和興 業務廃止
 脇田 文彦 中国会へ
 深井 英治 業務廃止
 吉村 和人 業務廃止

〈税理士法人退会〉

税理士法人 ももたろう日本橋事務所 解散

謹んでお悔やみ申し上げます。

佐藤和一郎 (大正13年3月6日生まれ82歳)
 平成18年12月 1日死亡
 羽鳥 藤作 (昭和5年2月28日生まれ76歳)
 平成18年12月21日死亡

表紙の写真

京都府宇治市《源氏物語ミュージアム》

日本文学の傑作「源氏物語」の壮大な世界を再現する博物館。紫式部による五十四帖のうち、宇治を舞台とした後半部分を等身大の人形や模型、映像などで表わし、光源氏の生涯と平安時代の王朝文化から物語の世界が体験できます。写真は平安時代の都をイメージした「春の部屋」のひとつです。

(写真提供 福本光男会員)

日本橋の町名の由来

東京税理士会の広報誌2月号「東京48会だより」は日本橋の担当です。それを期に町名の由来を調べて見ました。

日本橋の町名の由来（その1）

◎日本橋本石町（現町名）

昔、米その他の穀物を売るお店が集まっていた、石町といわれていたが、後に新石町（現千代田区内神田3丁目、鍛冶町2丁目）が出来たことにより本石町となった。

◎日本橋室町（現町名）

京都の室町にならったという説と、商家が多く集まっており、その土蔵（室）が立ち並んでいたとの説がある。

◎日本橋本町（現町名）

江戸時代初期、徳川家康が最初に地割を行った地で、江戸または日本橋の中心的地域であることから生まれた。

◎日本橋小舟町（現町名）

慶長八年（1603年）の町割のときは下舟町といましたが、享保五年（1720年）に西側の大

船町に対して小舟町とした。

◎日本橋小伝馬町（現町名）

名主宮辺又四郎が伝馬役を司ったことによる。

◎日本橋大伝馬町（現町名）

馬込勘解由が家康に道中伝馬役を命ぜられ、この地に屋敷が置かれたことによる。

◎日本橋堀留町（現町名）

隅田川（当時はこのあたりは江戸湾現東京湾）から物資を運ぶため作られた堀割がここで止まっていたことから生まれた。

◎日本橋富沢町（現町名）

慶長の頃鳶沢甚内に支給された土地で、鳶沢は江戸の盗賊の取締りを命ぜられました。当初は鳶沢町と呼ばれていましたが、後に富沢町に改められた。

◎日本橋浪花町（旧町名）現人形町2丁目の一部

このあたりは慶長年間（1596～1614年）の頃、大阪方面からの回船が多く着き、謡曲の難波に由来する。明治4年に難波町と難波町裏河岸を合併して浪花町と改称した。

◎日本橋芳町（旧町名）現人形町1丁目の一部

江戸時代の初め頃までヨシなどが群生していたところで町名は江戸期の俗称

◎日本橋人形町（現町名）

江戸時代多くの人形師が住んでいて人形を作り売っている店が並んでいたのが俗称と呼ばれていたものが正式町名になった。



編 集 後 記

明けましておめでとうございます。

新年号恒例の「年男、年女」を始め、研究論文、随筆、みな力作秀作揃いで改めて会員の皆様の質の高さに感銘しています。年末年始のお忙しいなか大変有難うございました。

署長貝森 浩様にもご多忙のところご寄稿く

ださり御礼申し上げます。これから繁忙期に入ります、お体にご自愛いただき乗り切ってください。

次号発行予定 19年6月

編集委員 福本光男、鈴木 毅、佐々木則司
高橋美津子、山本 勝、原 幸

東京商工会議所の

無担保・無保証人融資（マル経融資）のご案内

～ 先生ご自身・顧問先事業所様の事業資金にご活用下さい！ ～

「マル経融資」は小規模事業者の方々の経営をバックアップするために、無担保・無保証人で（保証協会の保証も不要）商工会議所の推薦に基づき融資される国（国民生活金融公庫）の融資制度です。

＜融資対象となる方＞

- 従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の法人・個人事業主の方
（パート・アルバイト、法人企業の役員・家族従業員等は除きます）
- 最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を営んでいる方
- 国民生活金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- 税金（所得税・法人税・事業税・住民税等）を完納している方 など

＜ご用意いただく書類＞

- 個人事業主の方
 - ・前年・前々年の青（白）色決算書および確定申告書（控）
 - ・所得税・事業税・住民税の領収書又は納税証明書
 - ・（設備資金をお申込みの場合）見積書・カタログ 等
- 法人企業の方
 - ・前期・前々期の青（白）色決算書および確定申告書（控）
 - ・（決算後6か月以上経過の場合）最近の試算表
 - ・法人税・事業税・法人住民税の領収書又は納税証明書
 - ・商業登記簿謄本
 - ・（設備資金をお申込みの場合）見積書・カタログ 等

※不動産をお持ちの方で新規及び別枠申込の場合は、現在の権利関係が記載されている不動産謄本の提示をお願いします。
※必要に応じて追加資料をお願いする場合もございます。

融資の条件

資金使途

運転資金
設備資金

融資限度

550万円
+別枠450万円

（別枠450万円は平成19年3月30日の国民生活金融公庫受付分までとなります。）

返済期間

運転資金 5年以内
設備資金 7年以内

（上記条件での返済期間の取扱いは平成19年3月30日の国民生活金融公庫受付分までとなります。）

担保
保証人

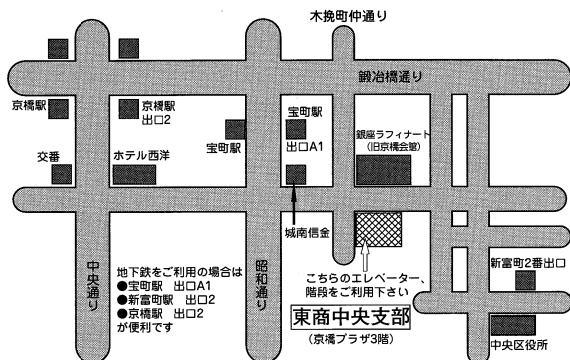
不 要

（保証協会の保証も不要です）

利 率

年2.2%

（平成18年12月13日現在）



【お問い合わせ・お申し込み】

東京商工会議所 中央支部

〒104-0061

中央区銀座1-25-3 区立京橋プラザ3F

TEL 3538-1811 FAX 3538-1815



直営保養所「伊豆高原倶楽部」

とうぜいけんぽ 加入のお薦め

東税健保組合は健全財政のもと、各種事業を積極的に展開して、
多くの加入者に喜ばれています。



《特長》

1. 独自の附加給付

法律で定められた保険給付のほかに、プラスαの一部負担還元金、家族療養附加金等があります。

2. 政管健保より安い保険料

3. 保健事業の積極展開

成人病や婦人健診などの各種健康管理事業を始め、各種の体育教室やレクリエーション事業、保養所など健康の保持増進のための事業を積極的に実施しています。

東京税務会計事務所健康保険組合

〒169-0072 東京都新宿区大久保2-12-11(東税健保会館) TEL.03(3232)5541(代表) FAX.03(3232)5547
<http://www.touzeikenpo.or.jp>

税理士先生と関与先様のために
NICHIZEI GROUP

日税グループからのお知らせです。

顧問料
の集金

税理士協同組合の報酬自動支払制度

POST

郵送型

2つの方式から
選べます

e-NET

オンライン型

新登場

送って、まかせて、あんしん

従来からの紙ベース・郵送方式のシステム。
利用実績No.1の便利さと信頼性があります。

簡単入力、スピード処理

インターネットによる報酬の振替集金機能と
管理機能を一元化した、先進のシステムです。

税理士報酬専門の自動集金システムです。

実績No.1。全国13,000の税理士事務所でご利用中！(平成18年7月現在)

税理士協同組合
事務代行社

株式会社 日税ビジネスサービス

TEL 0120-155-551

URL <http://www.nichizei.com/nbs/hs/>



不動産
の売買

25年の実績と信頼で、不動産案件に守秘・誠実対応！

売却・購入

相続

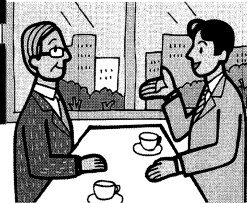
広大地評価

不動産M&A

鑑定評価

有効利用

(不動産のことならなんでもご相談ください)



税理士協同組合指定会社

株式会社 日税不動産情報センター

TEL 03-3346-2220

URL <http://www.nichizei.com/nf/>



医療
保険

今、「医療保険」で一番選ばれているアフラックから登場!! ※

将来保険料が半額になる医療保険

もらえる額れる医療保険

健康
お祝い金
付

EVER HALF

エヴァーハーフ

保障はそのまま保険料が半額！
将来がグッとラクになるね！

EVER ボーナス

エヴァーボーナス

65歳から保険料が半額になる一生の医療保障！
プラス 健康祝金！

全税共会員の皆様は
「集団取扱」で保険料が割安！

「がん保険」はもちろん、
今、一番選ばれている「医療保険」はアフラック。
医療保険 新規契約件数 4年連続 No.1 ※
※平成15～18年版「インシュアランス生命保険統計号」より

引受保険会社
アメリカンファミリー生命保険会社
東京第三営業本部第一支社 TEL 03-3344-1883
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル17階

詳しくは、パンフレットを
ご覧ください。

お問い合わせ先 ■全税共保険取扱代理店

募集代理店 株式会社 共栄会保険代行 TEL 03-3340-5533

AFN16-2005-008

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階 URL <http://www.nichizei.com/khd/>



高品質リサイクルトナーで、 事務所の経費削減を！

純正品の約1/3の価格で、純正品同様の印字品質！
レーザープリンタのトナーの大幅コストダウン(1枚1円)を実現しました。
お問い合わせ先/日税ビジネスサービス ●電話 03-3361-5555 (トナー専用)

■日税グループ 東京本社 〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

トナーカートリッジ斡旋事業

高品質リサイクルトナーで経費削減

リサイクルトナーカートリッジ
回収→再生→お届けまで

リサイクルトナーカートリッジは、ユーザーから使用済みカートリッジをお預かりして消耗品の交換やトナーの再充填を行った上で元の使用者に返すため、製造コストが安く、メーカー純正品の3分の1程度の価格で供給が可能です。

また使用済みのカートリッジを3～5回再生使用することにより、原油の使用量や有害物質の排出量の削減につながり、地球環境の保護にも役立つものです。



現在、レーザープリンターでモノクロを1枚印刷すると、その単価は紙代やトナー代を含めておよそ1枚7円程度。これをリサイクルトナーカートリッジを使うことによってその単価をおよそ1円程度に抑えることが可能となりました。

使ってみませんか、リサイクルトナーカートリッジ！

**純正品の約1/3の価格、
純正品と同様の印字状態を実現**

純正トナーカートリッジ コスト比較 リサイクルトナーカートリッジ

＜EPSON LPA3ETC13の場合＞トナーカートリッジは3回までリサイクル可
(定価 ¥42,000、組合員価格 ¥33,600)

●例① 新品の純正品を4回使用したときの例

新品純正品	新品純正品	新品純正品	新品純正品	計
¥33,600	¥33,600	¥33,600	¥33,600	¥134,400

●例② 新品の汎用品を1回使用し、以後同品を3回リサイクルして使用したときの例

新品汎用品	リサイクル	リサイクル	リサイクル	計
¥25,725	¥12,600	¥12,600	¥12,600	¥63,525

差額
(削減コスト)
¥70,875

＜CANON EP-65の場合＞トナーカートリッジは5回までリサイクル可
(定価 ¥42,000、組合員価格 ¥29,820)

●例① 新品の純正品を6回使用したときの例

新品純正品	新品純正品	新品純正品	新品純正品	新品純正品	新品純正品	計
¥29,820	¥29,820	¥29,820	¥29,820	¥29,820	¥29,820	¥178,920

●例② 新品の汎用品を1回使用し、以後同品を5回リサイクルして使用したときの例

新品汎用品	リサイクル	リサイクル	リサイクル	リサイクル	リサイクル	計
¥22,050	¥9,555	¥9,555	¥9,555	¥9,555	¥9,555	¥69,825

差額
(削減コスト)
¥109,095

※トナーカートリッジのリサイクル可能回数は機種により異なります。(モノクロ/通常3～5回、カラー/1回)

- ・商品は、代金引換での発送になります。(振込ご希望の方はお問い合わせください)・送料、回収費用、代引き手数料は無料です。
- ・再生品のお届けには、10日前後を要しますので、予備のカートリッジをお持ちすることをお勧めいたします。
- ・トナーカートリッジの再生は、機種により3～5回となります。(カラー機種は1回)
- ・新品(純正品・汎用品)も、組合員価格でお取り扱いいたします。
- ・製品に不具合が発生した場合は、代替品の発送をもって対応させていただきます。

お問い合わせ・お申し込み先／(株)日税ビジネスサービス TEL 03(3361)5555

東京税理士協同組合

税理士会館：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 税理士会館1階 電話 03(3354)6141
新宿事務所：〒160-0022 東京都新宿区新宿3-25-1 新宿富士ビル7階 電話 03(5363)2011

東税協のホームページ <http://www.tozeikyoo.or.jp>

囲碁大会の様子



▼ 中央都税事務所・京橋支部合同 税務懇談会 (18年11月6日)



税理士による 無料相談



▶ 納税表彰式 (18年11月15日)



(会場：三越本店 18年11月13日)



【正 誤 表】

1. 表紙の役職名に誤りがございましたので、訂正致します。

	正	誤
表 紙	<u>税務支援</u> 対策部長	<u>渉外</u> 対策部長

2. 「支部会員異動のお知らせ」の中に、誤りがございましたので、訂正致します。

	正	誤
(37) 頁	小林 <u>知</u> 之	小林 <u>和</u> 之

※アンダーラインの箇所が訂正箇所となります。

【正 誤 表】

1. 表紙の役職名に誤りがございましたので、訂正致します。

	正	誤
表 紙	<u>税務支援</u> 対策部長	<u>渉外</u> 対策部長

2. 「支部会員異動のお知らせ」の中に、誤りがございましたので、訂正致します。

	正	誤
(37) 頁	小林 <u>知</u> 之	小林 <u>和</u> 之

※アンダーラインの箇所が訂正箇所となります。